

平成29年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目 次

重点目標 1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進	2
総合評価	2
重点推進事項の検証	2
1 JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進	2
2 各種犯罪の徹底検挙	4
3 JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進	4
4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進	5
5 訪日外国人等の急増への対応	5
重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	7
総合評価	7
重点推進事項の検証	9
1 安全安心まちづくりの推進	9
2 総合的なサイバー犯罪対策の推進	10
3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進	13
4 適正な許可等事務の推進	16
5 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	16
6 初動警察刷新強化の取組の定着化	17
重点目標 3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進	18
総合評価	18
重点推進事項の検証	20
1 人身安全関連事案への的確な対処	20
2 子供・女性・高齢者安全対策の推進	21
3 少年の非行防止総合対策の推進	22
4 少年保護総合対策の推進	23
重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	26
総合評価	26
重点推進事項の検証	30
1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	30
2 特殊詐欺を始めとする知能犯罪等の徹底検挙	31
3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙	33
4 捜査力の強化	35
重点目標 5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現	39
総合評価	39
重点推進事項の検証	40
1 交通死亡事故等抑止対策の推進	40
2 安全で円滑な交通環境の実現	46
重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	48
総合評価	48
重点推進事項の検証	49
1 多様化する脅威への対応	49
2 緊急事態対策の推進	50
重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	52
総合評価	52
重点推進事項の検証	53
1 警察力の充実強化	53
2 高い規律と士気を有する職場環境の確立	55
3 県民の立場に立った警察活動の推進	55

重点目標1 交流人口の拡大等に伴う治安対策の推進

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

平成28年中の県内の治安水準は、刑法犯認知件数、交通事故発生件数とともに、平成27年と比較して減少するなど、数値の上では改善がみられる。

しかしながら、北陸新幹線金沢開業や大型クルーズ船の寄港、各種イベントの開催等により、国内外からの観光客等が増加しており、今後、日本の言語や制度に不慣れな外国人が何らかのトラブルに巻き込まれたり、事件・事故の被害者となるケースの増加が懸念されることから、訪日外国人等が我が国の安全安心を実感できるような環境を整備していく必要がある。

また、平成32年には、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催が予定されており、訪日外国人等に紛れた犯罪組織の流入やソフトターゲットに対するテロ等の発生も懸念されるところである。

よって、今後、交流人口の拡大や社会情勢の変化等に伴う治安への影響を予測し、県民のみならず国内外の観光客等も安全安心を実感できるよう、各種治安対策を組織的・計画的かつ着実に進める必要がある。

総合評価

1 施策の目標

- 交流人口の拡大等に伴う社会情勢や治安情勢の変化に的確に対応できるよう、組織的・計画的に各種治安対策を推進する。

2 成果

交通ネットワークの整備や大規模イベントの定着等により、国内外からの観光客等来県者が大幅に増加するなど交流人口の拡大が続く中、的確な治安対策を推進した結果、平成29年中は刑法犯認知件数が戦後最少を記録するとともに、交通事故死者数は34人と統計データのある昭和31年以降で過去最少となった。

3 今後の課題

検挙力と事態対処能力を強化しつつ、交流人口の更なる拡大が治安に与える影響を予測しながら、各種治安対策を組織的・計画的に推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪抑止及び雑踏対策の推進

(1) 推進状況

ア JR金沢駅周辺、観光地等における犯罪及び北陸新幹線を利用した犯罪の抑止対策の推進

警察、自治体、地域住民、防犯ボランティア団体及び民間企業により構成される「金沢駅周辺地区総合安全対策連絡会議」を開催し、関係者間の情報共有を図るとともに、JR金沢駅周辺における合同パトロールを実施した。

特に特殊詐欺については、金銭受渡しのため、北陸新幹線を利用して被害者が首都圏へ誘い出される、いわゆる上京型被害が発生していることから、JR西日本金沢支社と連携した被害防止キャンペーンの合同開催、新幹線の車内アナウンスを利用した被害防止広報等を実施した。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

- (ア) 片町・木倉町地区及び金沢駅周辺地区を中心に、風俗営業店や深夜酒類提供飲食店に対する立入指導を実施して営業実態の把握に努め、暴力団による不当要求行為の防止や違法な客引き行為の禁止等について周知徹底を図ったほか、悪質な客引き事件等を検挙するなど、風俗環境の浄化対策を推進した。
- (イ) 風俗・保安事犯の検挙件数は91件で、前年に比べ3件(3.2%)減少した。このうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)違反の検挙件数は前年に比べ7件(46.7%)減少し、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反の検挙件数は9件(75.0%)減少、売春防止法違反の検挙件数は7件(87.5%)減少した。

【風俗・保安事犯の検挙状況】

区分	年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減(件)	率(%)
風営法違反(件)		7	9	16	7	16	15	20	17	15	8	-7	-46.7
入管法違反(助長罪等)(件)		24	25	21	2	5	14	2	8	12	3	-9	-75.0
売春防止法違反(件)		2	2	2	3	5	3	2	3	8	1	-7	-87.5
わいせつ物頒布等(件)		3	2	1	6	4	4	10	2	7	7	±0	0
その他 ^(注) (件)		20	10	15	17	28	20	40	44	52	72	+20	38.5
計		56	48	55	35	58	64	74	74	94	91	-3	-3.2

注：その他には、銃刀法等が含まれる。

~~~~~ 平成29年中の検挙事例 ~~~~

- スナック店における売春防止法違反(周旋)事件(1月検挙：金沢中警察署)
スナック店経営の女(64)らは、金沢市増泉地内の店舗において売春をあっせんした。
- 中国人経営者のマッサージ店における風営法違反(禁止区域内営業)事件(6月検挙：金沢西警察署)
中国人の女(47)は、金沢市八日市地内において、石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例に定められた店舗型風俗特殊営業の禁止区域内であるにも関わらず、マッサージ店で性的サービスを提供した。
- インターネットオークション利用の銃刀法違反(拳銃等の所持の禁止等)(11月検挙：大聖寺警察署)
会社役員の男(54)と会社経営の男(53)は、それぞれの自宅において、インターネットオークションで購入した違法な拳銃、準空気銃等を所持した。
- 風俗店経営者による風営法違反(無許可営業、年少者使用)事件(12月検挙：白山警察署)
風俗店経営の女(47)は、公安委員会から風俗営業の許可を受けずに風俗店を営業し、さらに同店舗で18歳未満の年少者を不特定の客に対する接客に従事させた。

ウ J R金沢駅、観光地等における雑踏対策の推進

J R金沢駅や観光地等において開催されるイベントの主催者等に対する積極的な助言と連携強化に努めるとともに、雑踏事故等の未然防止対策を推進した。

(2) 今後の課題

ア J R金沢駅周辺、観光地等における犯罪及び北陸新幹線を利用した犯罪の抑止対策の推進

社会情勢を把握し、犯罪の発生状況等の分析に基づいた効果的な犯罪抑止対策を推進するとともに、防犯ボランティア団体、地域住民等による主体的な防犯活動を促進するため、引き続き、適時適切な支援と情報提供を行うなど緊密な連携を図る

必要がある。

また、今後も北陸新幹線を利用した犯罪の発生が懸念されることから、JR西日本金沢支社等と連携して、継続的な犯罪抑止対策を推進する必要がある。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

繁華街における風俗環境浄化対策として、関係機関・団体等と連携しながら、悪質な客引きや違法風俗店に対する積極的な指導及び取締りを継続的に推進する必要がある。

ウ JR金沢駅、観光地等における雑踏対策の推進

雑踏の規模・形態に応じた的確な混雑緩和対策を推進するため、JR金沢駅等の関係機関、観光施設等との連携を強化するとともに、混雑予想箇所の実地踏査等を行い、諸対策を的確に推進する必要がある。

2 各種犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 犯罪の徹底検挙

交通ネットワークの発展等に伴い、特殊詐欺を始めとする各種犯罪が質的に変化していることから、犯罪発生時における捜査員の効果的な投入や的確な初動捜査の展開等を推進した結果、平成29年中の全刑法犯の検挙率は44.7%となり、前年に比べて1.4ポイント上昇し、全国平均の35.7%を9.0ポイント上回った。

イ 検挙力の強化

組織的に敢行される特殊詐欺を始めとする各種犯罪への的確に対応するため、あらゆる事案を想定した各種対応訓練を実施し、検挙力及び事態対処能力の強化を図った。

また、社会情勢が変化する中、検挙力を向上させるため、DNA型鑑定等の科学技術の積極的な活用に努めた。

(2) 今後の課題

ア 犯罪の徹底検挙

絶えず変化する治安情勢や今後想定されるあらゆる事態に的確に対応するため、各種対応訓練を計画的に実施する。

また、犯罪現場等において客観証拠を確実に収集するため、捜査用資機材の整備充実とその積極的な活用を推進するなど、迅速・的確な捜査活動を展開し、犯罪の徹底検挙を一層推進必要がある。

イ 検挙力の強化

社会情勢が変化する中、検挙力を強化するため、科学技術の効果的な活用、捜査支援分析の強化、捜査手法や取調べの高度化等の取組を一層深化させるとともに、新たな時代の刑事司法制度に対応した警察捜査の構築に向けた各種取組を一層推進する必要がある。

3 JR金沢駅周辺・観光地等の交通安全対策の推進

(1) 推進状況

ア JR金沢駅・観光地周辺を重点とした交通安全対策の推進

JR金沢駅、観光地周辺等における違法駐車取締りを推進したほか、自治体、関係機関・団体等と連携し、交通安全施設等の整備を進めるとともに、パークアンドライドや広報看板の設置等の交通渋滞緩和対策を推進した。

イ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

道路管理者等、関係機関・団体等で構成する「のと里山海道交通安全対策協議会」を開催し、交通事故防止や渋滞緩和に向けた対策のほか、交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を実施した。

また、管轄警察署及び交通機動隊が連携して交通指導取締りや警戒活動を行うなど、各種交通安全対策を推進した。

(2) 今後の課題

- ア 雑踏の規模や形態に応じた的確な混雑緩和対策を推進するため、JR金沢駅等の関係機関や観光施設、イベント主催者等との連携を一層強化するとともに、混雑する時間や場所を的確に予測し、実地踏査等を踏まえた諸対策を推進する必要がある。
- イ 国内外の観光客等が安全・安心を実感できるよう、自治体、関係機関・団体等と連携を図り、交通情勢の変化に応じた各種交通安全対策を推進する必要がある。

4 大規模行事の開催に伴う警備諸対策の推進

(1) 推進状況

ア 関係機関と連携した水際対策の徹底

金沢港、七尾港、小松空港及び能登空港において、危機管理コアメンバーや保安委員会等の関係機関・団体等と各種会議を開催するなどして情報共有を図るとともに、不法侵入事案やテロリストの密入国等を想定した実戦的な訓練を実施し、水際対策の徹底を図った。

イ ソフトターゲットに対する警戒の強化

百万石まつりや金沢マラソンを始めとする不特定多数の人が集まる祭礼等、いわゆるソフトターゲットに対して、制服警察官やパトカーによる見せる活動を推進し、テロの未然防止に向けた警戒を強化した。

また、イベントを開催する主催者と連携し、主要地点でのバリケードの設置や警察車両等を配置した車両突入阻止対策を実施するなど、参加者等の安全と行事の円滑な進行を確保した。

(2) 今後の課題

今後、交流人口の更なる拡大に伴い、これに紛れた国際犯罪組織の流入も懸念されることから、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等も見据えながら、引き続き各部門が関係機関・団体等と緊密に連携し、テロ等重大事案の未然防止を図る必要がある。



【制服警察官による駅構内の警戒状況】

5 訪日外国人等の急増への対応

(1) 推進状況

ア 外国人とのコミュニケーションの円滑化に向けた取組の推進

日本語を解さない外国人からの通報や各種届出に迅速に対応するため、外国人が来訪することが多い交番に外国語が可能な警察官を配置するとともに、外国人からの通報を想定した現場対応訓練や外国人対応研修会の開催、英会話教材等の活用による語学力の向上を図った。

また、災害時において迅速的確に救出救助活動を展開するため、「災害救助活動用外国語支援ボード」^(注)を作成し、運用を開始した。

(注) 災害救助活動用外国語支援ボードとは、災害救助活動時において、外国人とのコミュニケーションを円滑に行うため、けがの有無の確認や避難誘導等に関する事項を外国語とイラストで示したボードをいう。

イ 我が国警察に係る制度・手続等の分かりやすさの確保

外国語を併記した遺失・拾得手続関係書類の活用、大規模イベントに伴う雑踏警備における通訳官及び外国語が可能な職員の現場配置、警察施設並びに車両への「POLICE」表示等を行い、行政サービスの向上を図った。

ウ 通訳人材の確保及び能力向上等の基盤整備の推進

金沢市内3警察署及び白山警察署において、語学に素養のある警察官で構成する通訳専門チームを立ち上げた。

また、適任者の国際警察センターへの派遣や部内外の通訳人に対する各種語学研修等を開催し、基盤整備を推進した。

(2) 今後の課題

県では、平成37年までに外国人年間宿泊者数を100万人とする目標を掲げ、クルーズ船の金沢港への寄港誘致や、優れた文化資源を活かした海外誘客促進を図っており、今後、更に交流人口が拡大することが見込まれることから、県民のみならず観光客等来県者が安全安心を実感できる環境を整備しつつ、これに紛れた犯罪組織の流入やソフトターゲットに対するテロの脅威等への対策を一層強力に推進する必要がある。

重点目標2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

県内の治安情勢は、地域社会と一体となって各種治安対策に取り組んだ結果、近年、刑法犯認知件数が戦後最悪を記録した平成15年の半数以下で推移していたところ、特に平成28年は平成27年と比較して大幅に減少するなど、改善がみられるところである。

しかしながら、女性が被害者となる殺人事件や子供を狙った誘拐事件等の凶悪事件、さらには、小中学校等を対象とした爆破予告による威力業務妨害事件が発生するなど、県民生活の不安が拭いきれない状況にある。

また、特に特殊詐欺については、依然として高齢者の被害が多く発生しているほか、その手口も巧妙化していることから、高齢者を中心とした地域住民に対し、あらゆる機会を通じて、犯行の手口や被害に遭わないための情報を積極的に発信するとともに、金融機関等の職員による声掛けを促進するなどの水際対策を強化して、官民一体となった予防活動に取り組んでいく必要がある。

サイバー空間においても、インターネットバンキングに係る不正送金事犯や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバインテリジェンス等が懸念されることから、その脅威に的確に対処するため、関係機関や企業と緊密に連携した総合的な対処能力の向上を図り、サイバーセキュリティ対策を一層強化していくことが重要となっている。

このような現下の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、初動警察を始めとする事態対処能力の向上を図るとともに、防犯ボランティアを中心とした地域住民や関係機関・団体との連携強化、さらには、地域の実情に応じたきめ細かな情報発信による自主的な防犯意識の向上、防犯カメラの普及や危険箇所の改善による防犯インフラの整備等の総合的な犯罪抑止対策を戦略的に展開し、社会全体で安全で安心なまちづくりを推進していくことで、「犯罪の起きにくい社会」の実現を目指す必要がある。

総合評価

1 施策の目標

- 各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進する。
- 自治体、関係機関・団体及び地域住民と連携協働するとともに、防犯ボランティア活動の活性化を図るなど、地域社会一体となった犯罪抑止対策を推進する。

2 成果

(1) 刑法犯認知件数

平成29年中の刑法犯認知件数は5,393件で、前年に比べ809件（13.0%）減少し、戦後最少となった。

また、窃盗犯の認知件数は4,088件で、前年に比べ581件（12.4%）減少し、特に万引は124件（15.1%）、車上ねらいは99件（22.3%）減少するなど、改善がみられた。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分 年別	平15	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	
												件(人)数	率(%)
認知件数(件)	17,700	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	6,202	5,393	-809	-13.0
検挙件数(件)	6,667	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	2,684	2,409	-275	-10.2
検挙人員(人)	2,994	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	1,687	1,472	-215	-12.7
うち少年(人)	1,126	620	594	571	546	451	332	274	242	257	140	-117	-45.5
検挙率(%)	37.5	38.3	34.8	35	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	43.3	44.7	1.4ポイント	

【窃盗犯認知件数の推移】

区分 年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	
											件数	率(%)
窃盗総数(件)	7,465	7,280	7,100	6,816	6,019	5,850	5,875	5,880	4,669	4,088	-581	-12.4
住宅対象侵入窃盗	518	532	564	506	396	488	476	484	399	363	-36	-9.0
車上ねらい	877	1,138	947	1,065	866	600	609	747	443	344	-99	-22.3
自転車盗	2,438	2,110	2,081	1,992	1,811	1,724	1,544	1,636	1,343	1,289	-54	-4.0
万引き	1,022	978	1,135	1,029	756	762	768	864	822	698	-124	-15.1
上記4罪種以外	2,610	2,522	2,373	2,224	2,190	2,276	2,478	2,149	1,662	1,394	-268	-16.1

(2) 特殊詐欺の被害状況

ア 被害状況

平成29年中の特殊詐欺の被害は、認知件数105件、被害額約1億7,800万円で、前年に比べ37件(26.1%)、約2億円(52.9%)の減少となった。

【特殊詐欺の認知件数及び被害額の推移】

区分 年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	
											件・額	率(%)
認知件数(件)	162	50	35	47	62	75	95	150	142	105	-37	-26.1
被害額(万円)	15,760	4,526	3,126	17,931	23,707	31,759	39,332	49,218	37,756	17,788	-19,968	-52.9

イ 阻止状況

平成29年中の特殊詐欺被害を未然に防止した阻止件数は155件で、阻止金額は約1億4,800万円にのぼった。また、認知件数(既遂)と阻止件数の合計に占める阻止の割合を示す阻止率^(注)は63.0%で、前年に比べ2.4ポイント上昇し、統計を開始した平成21年以降、最高を記録した。

(注) 阻止率(%) = 阻止件数 ÷ {認知件数(既遂) + 阻止件数} × 100

【特殊詐欺の阻止件数及び阻止率の推移】

区分 年別	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	
										件数(金額)	率(%)
認知件数(既遂)	42	33	47	57	72	90	139	125	91	-34	-27.2
阻止件数	10	15	35	46	50	74	161	192	155	-37	-19.3
阻止率(%)	19.2	31.3	42.7	44.7	41.0	45.1	53.7	60.6	63.0	2.4ポイント	

注：阻止件数及び阻止率は、平成21年から統計を開始した。

3 今後の課題

- (1) 窃盗被害に占める無施錠の割合（住宅対象侵入窃盗73.6%、乗り物盗71.7%）が依然として全国平均（住宅対象侵入窃盗47.0%、乗り物盗54.4%）と比べ高いことから、鍵掛けに関する広報啓発活動を強力に推進し、防犯意識の向上を図る必要がある。
- (2) 特殊詐欺では、全被害者に占める高齢者の割合が59.0%と高いことから、高齢者を中心とした被害防止講習やあらゆる機会・手段を活用した広報啓発活動を推進し、県民の抵抗力を高める必要がある。

また、金融機関窓口で高額の現金を払い出すなどして被害に遭うケースが散見されることから、金融機関等と連携した水際対策をより一層強力に推進する必要がある。

重 点 推 進 事 項 の 檢 証

1 安全安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

- (ア) 各種犯罪の発生日時・場所等のデータを分析し、犯罪発生実態に合わせた重点犯罪を指定するなど、各地域の犯罪情勢や傾向を踏まえた犯罪抑止対策を推進した。
- (イ) ロックの日（6月9日）に合わせて、日本ロックセキュリティ協同組合、石川県防犯設備促進協力会との合同鍵掛けキャンペーンを開催した。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

- (ア) 「石川県警察IP防犯ネットワーク」^(注)を活用し、加盟する官公署、民間企業等81機関・団体(平成29年12月末現在)に対して各種防犯情報をメールで配信した。
(注) 石川県警察IP防犯ネットワークとは、犯罪被害防止を目的として、防犯情報を社会各分野の団体・個人にメールで提供する情報発信活動をいう。
- (イ) 石川県防犯設備促進協力会、石川県コンビニエンスストア等防犯連絡協議会、石川県万引等防止連絡協議会等の関係機関・団体と犯罪情勢等について情報共有を図るとともに、これらの団体を通じて防犯情報の発信を推進した。
- (ウ) ヤフー株式会社と犯罪情報等の提供に関する協定^(注)を締結し、地域住民等に対して犯罪への警戒や防犯に関する情報を伝える必要がある場合には、「Yahoo!防災速報」を活用した速やかな情報発信が可能となるなど、防犯ネットワークの更なる拡充が図られた。
- (注) 石川県警察とヤフー株式会社が連携・協力し、県内で発生した緊急性の高い犯罪情報等を県民等に提供することにより、防犯意識の高揚と犯罪の予防を図ることを目的とする協定をいう。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

- (ア) 中学校・高校・大学等と連携し、自転車盗難防止、万引き防止に関するキャンペーン等を実施し、生徒や学生の規範意識の向上を図った。
- (イ) 自治体、関係機関、防犯ボランティア等と連携し、住宅等に対する防犯診断や防犯パトロール等を実施し、街頭活動の強化と防犯意識の向上を図った。
- (ウ) 能登町及び宝達志水町では、殺人事件の発生を受け、町内の学校に防犯カメラを設置するなどの対策を講じたほか、能登町と珠洲警察署との間で「安全・安心な町づくりの推進に関する協定」が締結されるなど、自治体と連携した犯罪抑止対策が推進され、地域社会全体の防犯意識向上が図られた。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

- (ア) 特殊詐欺等の迷惑電話防止対策として、通話録音警告機^(注)を新たに50台追加配備し、合計150台を県内に居住する高齢者等に貸し出した。
(注) 通話録音警告機とは、既存の固定電話に接続する機器であり、電話を掛けてきた相手に警告アナウンスを流し、通話内容を自動録音する機能を有するものをいう。平成27年10月以降100台、平成29年4月以降更に50台を配備した。
- (イ) 犯行グループから押収した名簿に登載されているなど、被害に遭う可能性のある県民を対象に直接的な注意喚起を行うため、石川県警察特殊詐欺被害防止コールセンターを開設した。
- (ウ) 路線バスの車内アナウンス及びラジオスポットCMにより、多くの県民に対する被害防止広報を行ったほか、警察職員がラジオ番組に出演し、県民に直接被害

防止を呼び掛けるなど、県民の抵抗力強化に努めた。

- (エ) 日本郵便株式会社北陸支社の社員等がサービス利用者の自宅を訪問した際に、特殊詐欺の被害防止広報及び被害が疑われる場合の警察への通報について指導を依頼するなど、官民一体となった被害防止対策を推進した。
- (オ) ATMを利用した還付金等詐欺被害が増加傾向にあることから、金融機関に働き掛け、県内を拠点とする7つの金融機関において、一定の基準に基づくATM振込制限^(注)の運用が開始された。
(注) ATM振込制限とは、詐欺被害を防止する目的で、一定の基準(年齢・利用実績)に基づき、ATMでキャッシュカードを利用して現金振込を制限し、又は不可とするものをいう。

(2) 今後の課題

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

地域の犯罪情勢を的確に把握・分析し、多発犯罪や地域住民が不安に感じる犯罪、悪質性の高い犯罪等について、効果的な犯罪抑止対策を更に推進する必要がある。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充促進

既存の防犯ネットワークの拡充を図るとともに、地域住民に対するタイムリーな情報提供に努める必要がある。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

地域住民、自治体、各種事業者、防犯ボランティア等による防犯活動の活性化を促進するほか、学生による防犯ボランティア活動の参加機会を増やすなど、若者の規範意識の向上を図る必要がある。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

高齢者のみならず、広く県民に犯行手口等が周知されるように広報啓発活動を行い、県民の抵抗力を高めるとともに、金融機関等と連携した水際対策を継続し、その定着を図る必要がある。

2 総合的なサイバー犯罪対策の推進

(1) 推進状況

ア サイバー犯罪に対する対処能力の向上

サイバー犯罪に対する対処能力の向上を図るため、各種教養を実施するとともに、全ての警察職員を対象としたサイバー犯罪捜査検定の受検促進を図った。

また、県警察全体のサイバー犯罪捜査に対する対処体制を強化し、的確な捜査と被害拡大防止を推進するため、コンピュータネットワーク等に関する知識・技能に優れ、サイバー犯罪捜査に適性を有すると認められる警察官をサイバー犯罪捜査テクニカルオフィサーに指定するとともに指定員に対する研修会を開催して知識・技能の向上を図った。

イ サイバー犯罪の被害防止に向けた官民一体となった取組の推進

社会全体でサイバー犯罪に立ち向かう機運を醸成し、官民一体となった取組を推進するため、県内のIT企業や大学教授等で構成する石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会を開催し、サイバー犯罪に関する情報共有を図るとともに、サイバーパトロール・モニター^(注1)を委嘱し、有害情報等の通報に関する積極的な協力を要請した。

また、社会全体のサイバーセキュリティ意識の向上を図るため、年間を通してサイバーセキュリティ・カレッジ^(注2)を開催し、児童、生徒及び学生や保護者、教職員等を対象とした講演を行い、サイバー犯罪の被害に遭わないための広報啓発活動を推進した。

さらに、中小企業のサイバーセキュリティ意識の向上を図るため、中小企業関連

団体を通じて、サイバー犯罪の手口等に関する資料等を提供するとともに、これらの団体等と連携した広報啓発活動を推進した。

(注1) サイバーパトロール・モニターとは、石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会に参画する企業の中から推薦を受けて委嘱された者をいい、警察に対してインターネット上の違法情報・有害情報に関する情報の提供を行っている。

(注2) サイバーセキュリティ・カレッジとは、サイバーセキュリティ意識の向上を図るため、警察が、小・中・高校生、大学生及び専門学校生並びに保護者、教職員等を対象に、インターネットの危険や情報セキュリティ対策等を内容として行う講演をいう。

ウ インターネットバンキングに係る不正送金事犯等に対する取締り及び被害防止対策の推進

インターネットバンキングに係る不正送金事犯を認知した場合には、不正送金された口座名義人の利用端末の解析や不正送金先の口座名義人等の捜査を迅速・的確に実施しているほか、犯行関係箇所が広域に及ぶことから、他の都道府県警察と緊密に連携しながら効率的な捜査を推進している。

また、全国的にインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生が後を絶たない状況にあることから、金融機関や協力団体等に対して被害防止の広報啓発を行うとともに、県警ウェブサイトや地元ラジオ局を通じた注意喚起を推進した。

平成29年中のインターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生件数は4件で、前年に比べ1件(20.0%)減少したが、被害額は約2,684万円で、前年に比べ約2,299万円(597.1%)増加した。

エ インターネット上の違法情報・有害情報排除総合対策の推進

インターネット・ホットラインセンター^(注)(以下「IHC」という。)と連携し、警察庁から通報された違法情報を端緒として事件を検挙するとともに、違法情報・有害情報が掲載されているウェブサイト等の管理者に対して削除依頼を実施した。

(注) インターネット・ホットラインセンター(IHC)とは、一般的のインターネット利用者からの違法情報・有害情報に関する通報を受理し、違法情報を警察へ通報するとともに、国内外のウェブサーバに蔵置された違法情報・有害情報についてサイト管理者等へ削除依頼を行う団体をいう。

オ コミュニティサイト等に起因する児童被害の抑止及び取締りの推進

コミュニティサイトを通じて知り合った児童に対して、児童買春や淫らな行為を行った被疑者をいしかわ子ども総合条例違反等で検挙した。

また、安心ネットづくり促進協議会等と連携し、高校生ICTカンファレンス2017 in石川において、高校生に対してインターネットに関する各種トラブルの防止に関する講習を行い、コミュニティサイトに起因する犯罪被害防止対策を推進した。

カ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備と部門間連携の強化

サイバー犯罪やサイバー攻撃に迅速・的確に対応するため、平成28年3月に設置した警察本部長を委員長とする石川県警察サイバーセキュリティ対策委員会、警察本部生活安全部長を幹事長とする石川県警察サイバーセキュリティ対策幹事会、各部の関係者を構成員とする3つのプロジェクトを引き続き開催し、人材育成と事案対処に向けた部門間連携について、情報共有を図った。

【サイバー犯罪の検挙状況の推移】

区分	年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減(件)	率(%)
不正アクセス禁止法違反 ^(注1) (件)		0	4	1	1	2	2	1	2	2	4	+2	100.0
電磁的記録対象犯罪 ^(注2) (件)		0	1	0	3	7	1	1	0	2	2	±0	-
ネットワーク利用犯罪 ^(注3) (件)		30	35	40	37	34	82	69	64	60	74	+14	23.3
計		30	40	41	41	43	85	71	66	64	80	+16	25.0

注1：不正アクセス禁止法とは、不正アクセス行為の禁止等に関する法律の略称で、同法により、利用制限された電子計算機にネットワークを通して他人のID・パスワードを入力し、利用可能な状態にする行為(不正アクセス行為)等が禁止されている。

注2：電磁的記録対象犯罪とは、コンピュータ又は電磁的記録を対象とした電子計算機使用詐欺や不正指令電磁的記録に関する罪(刑法で規定されているいわゆるコンピュータ・ウイルスに関する罪)をいう。

注3：ネットワーク利用犯罪とは、犯罪の構成要件に該当する行為について、コンピュータ・ネットワークを利用した犯罪をいう。

~~~~~ 平成29年中の検挙事例 ~~~~~

- インターネットオークションを利用したオオカミの剥製に係る「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」違反(販売目的広告の禁止)事件
(2月検挙：金沢東警察署)
会社役員の男(50)は、法定の除外事由がないのに、販売目的で国際希少野生動植物の加工品であるオオカミの剥製をインターネットオークションサイトにおいて広告した。
- I H Cからの通報に基づくわいせつ電磁的記録記録媒体陳列事件(3月検挙：金沢東警察署)
リサイクル業の男(54)は、オークションサイトの出品画像として、わいせつな画像を投稿した。
- マッサージ店のウェブサイトに対する不正アクセス禁止法違反及び不正指令電磁的記録供用事件(3月検挙：大聖寺警察署)
無職の男(25)は、足もみマッサージ店のウェブサイトに対して、同店経営者の許可なく改ざんするなどの不正アクセス行為等を行った。
- ファイル共有ソフト「Perfect dark」を使用した著作権法違反事件(5月検挙：小松警察署)
無職の男(43)は、ファイル共有ソフトを利用して、音楽等の著作物をインターネット上に公開した。
- オークションサイトを利用したわいせつD V D販売に係るわいせつ電磁的記録記録媒体頒布事件(9月検挙：小松警察署)
理容師の男(38)は、インターネットオークションサイトを利用して、京都府や埼玉県に居住する落札者等にわいせつD V Dを販売した。

(2) 今後の課題

情報通信ネットワークの発展により、インターネットが社会経済活動の根幹を支える重要な基盤となっている中、サイバー犯罪の増加、インターネット上の違法・有害情報の氾濫やコンピュータ・ウイルスのまん延等が大きな社会問題となるなど、依然として、サイバー空間における脅威は深刻な状況にある。

サイバー犯罪に的確に対応するため、今後も引き続き、各種教養を通じて高度かつ最新の情報通信技術を有する人材の育成に努めるとともに、サイバーセキュリティ対

策委員会を中心とした対処体制を充実・強化し、部門間の情報共有及び連携強化を推進する。

また、サイバー犯罪への対処能力の向上や被害防止に向けた広報啓発活動を充実させるため、サイバーパトロールやIHC等から入手した違法情報等への迅速な対応を推進する。

加えて、被害防止の観点から参考となる情報については、関係機関・団体等と情報交換を行い、全てのインターネット利用者による自主的な被害防止のための取組を促し、社会全体のセキュリティ意識の向上に向けた取組を強力に推進する。

3 県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

(1) 推進状況

ア 被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の早期の事件化

悪質商法事犯^(注1)の検挙件数は7件で、前年に比べ5件(250.0%)増加し、検挙人員は4人で、前年に比べ1人(33.3%)増加した。

(注1) 悪質商法事犯とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」のうち、預り金の禁止に係る違反、金融商品取引法違反、無限連鎖講の防止に関する法律違反等に係る事犯、特定商取引法（以下「特商法」という。）の特商法違反及び特定商取引に関連した詐欺・恐喝等の事犯をいう。

(注2) 押し買いとは、十分な説明のないまま、宝石、指輪、金貨等の品物を法外な安値で買い取つて持ち去る行為をいい、特商法ではこうした行為を訪問購入として規制している。

【悪質商法事犯の検挙状況】

区分	年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	率(%)
特商法 違反	検挙件数(件)	0	3	2	3	2	8	6	4	2	7	+5	250.0
	検挙人員(人)	0	12	3	0	3	4	5	4	3	4	+1	33.3
出資法 ^(注1) 違反	検挙件数(件)	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	±0	-
	検挙人員(人)	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	±0	-
金商法 ^(注2) 違反	検挙件数(件)	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	±0	-
	検挙人員(人)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	±0	-
計	検挙件数(件)	0	3	3	4	2	8	6	7	2	7	+5	250.0
	検挙人員(人)	0	12	4	2	3	4	5	5	3	4	+1	33.3

注1：出資法とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」のうち、預り金の禁止等に係る違反をいう。

注2：金商法とは、金融商品取引法をいう。

イ 広域にわたるヤミ金融事犯の取締りの推進

平成29年は、ヤミ金融事犯^(注)の検挙はなかった。

ヤミ金融事犯に関する相談を受理した場合、相談により把握したヤミ金融業者が使用する携帯電話番号等に警察官が電話し、違法な貸金や取り立てを止めるよう警告する取組を推進しており、平成29年中は28件の警告を実施した。

(注) ヤミ金融事犯とは、出資法違反（高金利等）、貸金業法違反、貸金業に関連した詐欺、恐喝等に係る事犯並びに貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反及び携帯電話不正利用防止法違反等に係る事犯をいう。

【ヤミ金融事犯の検挙状況】

区分	年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	率(%)
ヤミ金融 事 犯	検挙件数(件)	5	4	9	5	5	10	5	0	7	0	-7	-100.0
	検挙人員(人)	4	2	6	2	4	6	3	0	2	0	-2	-100.0

ウ 不正競争防止法に基づく営業秘密侵害事犯の取締りの推進

営業秘密侵害事犯^(注)に対しては、生活環境課生活安全特別捜査隊長等を営業秘密保護対策官に指定し、部内外で開催される各種講習会等において不正競争防止法について周知徹底を図った。

(注) 営業秘密侵害事犯とは、秘密として管理される企業情報（技術情報、顧客名簿等）を侵害する事犯をいう。

エ 社会情勢の変化に応じた環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等の取締りの推進

環境事犯^(注1)、保健衛生事犯^(注2)、偽ブランド事犯^(注3)その他特別法犯の検挙件数は112件で、前年に比べ5件(4.3%)減少、検挙人員は119人で、前年に比べ8人(7.2%)増加した。

(注1) 環境事犯とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）違反、鳥獣保護管理法違反、動物愛護管理法違反等に係る事犯をいう。

(注2) 保健衛生事犯とは、薬事関係事犯、医事関係事犯、美容師法違反等の公衆衛生関係等係る事犯をいう。

(注3) 偽ブランド事犯とは、商標法違反、著作権法違反、不正競争防止法違反等に係る事犯をいう。

【環境事犯その他特別法犯の検挙状況】

区分	年別	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減	率(%)
環境事犯	検挙件数(件)	121	121	80	93	71	64	74	71	85	73	-12	-14.1
	検挙人員(人)	149	148	89	101	87	69	78	79	88	84	-8	-4.5
保健衛生事犯	検挙件数(件)	2	0	0	7	4	4	4	3	6	10	+1	16.7
	検挙人員(人)	2	0	0	8	5	4	3	3	6	6	±0	0
偽ブランド事犯	検挙件数(件)	8	3	2	15	36	19	11	8	10	8	-2	-20.0
	検挙人員(人)	2	2	2	1	8	5	8	5	3	5	+2	+66.7
その他事犯 ^(注)	検挙件数(件)	24	21	12	11	9	10	15	11	16	24	+8	50.0
	検挙人員(人)	24	18	13	8	9	9	13	14	14	24	+10	71.4
計	検挙件数(件)	155	145	94	126	120	97	104	93	117	112	-5	-4.3
	検挙人員(人)	177	168	104	118	109	87	102	101	111	119	+8	7.2

注：その他事犯には、税理士法違反、宅建業法違反、航空法違反等の特別法犯が含まれる。

オ 被害拡大防止に向けた犯行ツール対策の一層の推進

ヤミ金融事犯等で犯罪に利用された口座や携帯電話番号を把握した場合には、金融機関に対して口座凍結のための情報を提供しているほか、携帯電話事業者に対して契約者の本人確認要求を行っている。

平成29年中の口座凍結依頼件数は151件で、前年に比べ23件（18.0%）増加した。

また、携帯電話の契約者確認要求件数は15件で、前年に比べ7件（31.9%）減少した。

【口座凍結依頼及び携帯電話契約者確認要求の状況】

区分	年別	平24	平25	平26	平27	平28	平29	増減(件)	率(%)
凍結依頼件数(件)		257	233	163	188	128	151	+23	18.0
確認要求件数(件)		100	63	44	26	22	15	-7	-31.8

~~~~~ 平成29年中の検挙事例 ~~~~~

- 建物解体業者による廃掃法違反（産業廃棄物無許可収集運搬業、委託基準違反）等事件（1月検挙：金沢西・輪島警察署）

建物解体業の男（58）は、石川県知事等からの産業廃棄物収集運搬業の許可がなく、かつ環境省令で産業廃棄物の収集運搬の委託が定められていない事業者に対して、ビル解体工事に伴い生ずる産業廃棄物の運搬を委託した。また、同人から産業廃棄物運搬の委託を受けた解体業等を営む男（75）は、法令に基づく許可を受けないで、業として、産業廃棄物の運搬を行った。

- 高齢者を対象とした床下改修工事業者による特商法違反（不備書面交付、不実の告知）事件（5月検挙：大聖寺・珠洲・金沢中・珠洲警察署）

床下改修工事業の男（37）及び住宅リフォーム業の男（33）は、家屋床下の調湿剤施工工事の契約を行う際、高齢男性等に対して、法令で定める役務の種類等を記載していない不備の契約書面を交付するとともに、高齢男性等が契約解除を申し出た際に、同人や消費者センター職員等に対し、事実と異なることを告げて契約解除に応じなかった。

- リフォーム工事に絡む特商法違反（不備書面交付）事件（5月検挙：小松警察署）

清掃業の男（70）は、契約者と下水道工事及び風呂のリフォーム等を契約するにあたり、役務提供契約に関する事項を記載した契約書面を交付しなかった。

- 下水の清掃補修工事に絡む特商法違反（不備書面交付）事件（9月検挙：金沢中警察署）

便利屋業の男（43）は、高齢女性と排水ますの清掃を契約するにあたり、法令で定める役務提供契約の解除に関する事項等を記載した契約書面を交付しなかった。

- オークションサイトを利用した医薬品の販売に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律違反（医薬品の無許可製造販売等）事件（9月検挙：寺井警察署）

インターネット販売業の男（49）は、インターネットオークションサイトに未承認の医薬品の広告を掲載したほか、医薬品販売業等の許可を受けていないのに、東京都や神奈川県に居住する落札者に未承認の医薬品を販売した。

- オークションサイトを利用した偽ブランド商品の販売に係る商標法違反（登録商標の不正使用）及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反事件（9月検挙：輪島警察署）

無職の女（32）は、インターネットオークションサイトを利用して、神奈川県や愛知県内に居住する落札者に対して、偽ブランドバッグを販売し、商標権を侵害した。

- 男5人による漁業法違反（漁業権の侵害）及び石川県漁業調整規則違反（殻長の制限）事件（9月検挙：輪島警察署）

会社役員の男（45）ら5人は、石川県漁業協同組合が石川県知事から漁業権の設定の

- 許可を受けている輪島市内の海域において、あわび、さざえ等を採捕して、同組合の共同漁業権を侵害した。
- 無許可古物営業者による特商法違反（訪問購入による書面不交付）、古物営業法違反事件（10月検挙：珠洲警察署）  
無許可で古物営業を営む男（78）は、古物商を名乗って各戸を訪問し、刀等の古物の買取を行ったにもかかわらず、品物の種類や価格、売買契約の解除に関する事項等を記載した契約書面を直ちに交付しなかった。

## （2）今後の課題

悪質商法事犯を認知した場合には、関係法令を駆使して早期事件化に努めるとともに、各部門や関係機関・団体等と連携し、被害拡大防止措置を積極的に推進する。

また、ヤミ金融事犯等の生活経済事犯については、被害の拡大を防止するため、金融機関に対する口座凍結依頼や携帯電話事業者に対する役務提供拒否等の情報提供を速やかに実施するとともに、関係機関との積極的な情報交換を行い、早期事件化を図る必要がある。

環境事犯、保健衛生事犯、偽ブランド事犯等については、関係機関・団体等との連携を密にしながら情報交換に努め、悪質な事犯の取締りを積極的に推進する必要がある。

## 4 適正な許可等業務の推進

### （1）推進状況

#### ア 厳正にして合理的な許可等事務の管理及び運用の推進

風俗営業を始めとする関係法令の改正に伴い、関係者に対して改正の趣旨と手続要領に関する説明会を積極的に開催し、適正営業の徹底を図った。

#### イ 業務の合理化・効率化の推進

許可等事務管理システム<sup>(注)</sup>を活用し、業務の合理化・効率化を推進した。

（注）許可等事務管理システムとは、警察署の担当者が入力した許可等申請への対応・進捗状況を警察本部でも確認することで、円滑な事務運用等を図るシステムをいう。

### （2）今後の課題

警察本部と警察署担当者の連携を強化し、今後、施行される改正古物営業関係法令への対応等を図るとともに、許可等事務管理システムを適切かつ積極的に活用し、業務の一層の効率化を推進する必要がある。

## 5 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

### （1）推進状況

#### ア 街頭活動等の推進

犯罪が多発する時間帯・地域や繁華街、駅等の多数の人が集まる場所に重点を指向したパトロールを推進するとともに各種警戒活動を行うなど、街頭活動を強化した。

また、交番における警察官不在時の補完措置として、交番相談員を県内の全交番に配置し、地域住民からの各種相談対応等に当たるなど、交番の機能強化を図った。

#### イ 地域警察官の現場執行力の向上

地域警察官の事態対処能力の向上を目的とした研修・訓練を開催したほか、職務質問技能指導官<sup>(注)</sup>等が中心となって交番等に勤務する地域警察官に対して実戦的な教養を行うなど、現場執行力の向上を図った。

（注）職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世代に伝承するため、警察本部長が指定した警察官をいう。

## ウ 地域に密着した活動の推進

各地域の家庭や事業所等を警察官が訪問する巡回連絡や交番・駐在所連絡協議会を通じて、犯罪の予防や災害・事故の防止等に関する連絡・指導を行うとともに、地域住民の意見要望等を聴取するなど、地域の実態把握に努めた。

また、防犯ボランティア等と合同でパトロール活動を実施し、地域と連携した取組を推進した。

### (2) 今後の課題

#### ア 街頭活動等の推進

繁華街、駅等の多数の人が集まる場所や、駐車場等の人目に付きにくい場所の警戒を強化するなど、犯罪の抑止及び検挙に向けたきめ細かなパトロールを推進する必要がある。

#### イ 地域警察官の現場執行力の向上

現場執行力の更なる向上と若手警察官の早期戦力化を図るため、職務質問技能の強化に向けた取組を推進する必要がある。

## ウ 地域に密着した活動の推進

各地域の実態に応じたタイムリーな情報提供を始め、巡回連絡や地域の各種会合等への出席等、地域に密着した警察活動を更に推進する必要がある。

## 6 初動警察刷新強化の取組の定着化

### (1) 推進状況

#### ア 通信指令機能の強化

捜査部門経験者の配置等によって通信指令体制の強化を図るとともに、地域警察デジタル無線機を捜査活動等へ有効に活用するなど、通信指令機能の強化を推進した。

#### イ 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令技能の向上を目的として、通信指令無線通話技能競技会や通信指令専科、各種研修会を開催するとともに、通信指令技能指導員等による実戦的な指導教養を実施し、人材の育成強化を図った。

## ウ 初動警察における事案対応能力の強化

迅速的確な事案対応能力の強化を図るため、当直指揮訓練や短時間無線訓練等を実施するとともに、通信指令部門と事件主管部門の連携を強化するため、無差別テロ等の重大事案を想定した初動対応訓練を実施した。

### (2) 今後の課題

#### ア 通信指令機能の強化

通信指令機能の更なる強化のため、通信指令体制の充実強化を図るとともに、通信指令システムの更新整備を推進する必要がある。

#### イ 通信指令を担う人材の育成強化

通信指令技能指導員等による効果的な指導教養や通信指令無線通話技能競技会・各種研修会の開催により、次世代の通信指令を担う人材育成を強化する必要がある。

## ウ 初動警察における事案対応能力の強化

重大事案を想定した実戦的な初動対応訓練を積極的に推進するとともに、通信指令部門と事件主管部門等との連携を強化するなど、更なる事態対処能力の向上を図る必要がある。

### 重点目標3 人身の安全を確保するための取組と少年非行防止対策の推進

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

ストーカー・DV事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案は、事態が急展開して殺人事件等の重大事件へ発展するおそれが大きく、子供や女性が被害者となる犯罪等については、被害者等の心身に深い傷を残すとともに、連続発生が懸念されるなど、地域住民に著しい不安感を与えるものである。

このような人身安全関連事案等に対しては、重大事件への兆しをいち早く察知して、生活安全・刑事・警務の関係部門が密接に連携・情報共有し、迅速かつ的確な組織的対応を行い被害の拡大防止を図るとともに、自治体や関係機関・団体等との連携により、被害者等の安全の確保を最優先とした効果的な対策を推進していく必要がある。

一方、平成28年中の県内の少年非行の現状は、刑法犯少年の検挙人員が平成27年と比較して増加しており、少年によるコンビニエンストア対象の強盗事件が発生したほか、小学生による窃盗犯が増加するなど、非行の低年齢化傾向が顕著であり、加えて、インターネット利用に起因する福祉犯事件等、子供が被害に遭う事件が依然として発生している。

このため、引き続き、学校、教育委員会等の関係機関や少年警察ボランティア等の地域社会と連携し、非行少年の立ち直り支援、低年齢少年まで含めた少年の規範意識の醸成、少年を取り巻く社会の絆の強化による「非行少年を生まない社会づくり」を推進していく必要がある。

### 総合評価

#### 1 施策の目標

- 人身の安全を早急に確保する必要がある事案について、被害者等の安全確保のために組織を一体的に運用し、関係機関等と連携して諸対策を推進する。
- 少年による犯罪行為や不良行為の減少を目指し、少年非行防止対策の取組を推進するとともに、児童虐待事案への取組を強化する。

#### 2 成果

##### (1) 子供・女性に対する声掛け事案等の指導・警告状況

平成29年中の子供<sup>(注1)</sup>に対する声掛け事案等<sup>(注2)</sup>の指導・警告件数は62件で、前年に比べ14件(29.2%)増加した。

平成29年中の女性<sup>(注3)</sup>に対する声掛け事案等の指導・警告件数は112件で、前年に比べ5件(4.7%)増加した。

(注1) 子供とは、中学生以下の男女をいう。

(注2) 声掛け事案等とは、声掛け、つきまとい、容姿等の写真撮影、卑わいな言動等の迷惑行為等をいう。

(注3) 女性には、中学生以下を含まない。

**【子供・女性に対する声掛け事案等の指導・警告件数の推移】**

| 年別<br>区分 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減 |      |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
|          |     |     |     |     |     | 件数 | 率(%) |
| 子供       | 71  | 61  | 72  | 48  | 62  | 14 | 29.2 |
| 女性       | 90  | 105 | 131 | 107 | 112 | 5  | 4.7  |

**(2) ストーカー事案の認知・検挙状況**

平成29年中のストーカー事案の認知件数は188件で、前年に比べ2件(1.1%)増加した。また、検挙件数は23件で、前年に比べ3件(11.5%)減少した。

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく文書警告・禁止命令については、行為者19人に対して実施し、前年と同数となった。

**【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】**

| 年別<br>区分 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減 |       |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|-------|
|          |     |     |     |     |     | 件数 | 率(%)  |
| 認知件数     | 223 | 276 | 261 | 186 | 188 | 2  | 1.1   |
| 検挙件数     | 24  | 31  | 24  | 26  | 23  | -3 | -11.5 |

**(3) DV事案の認知・検挙状況**

平成29年中のDV<sup>(注)</sup>事案の認知件数は376件で、前年に比べ28件(6.9%)減少した。また、検挙件数は59件で、前年に比べ32件(35.2%)減少した。

(注) DVとは、配偶者からの身体に対する暴力、又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

**【DV事案認知・検挙状況の推移】**

| 年別<br>区分 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減  |       |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|          |     |     |     |     |     | 件数  | 率(%)  |
| 認知件数     | 365 | 393 | 407 | 404 | 376 | -28 | -6.9  |
| 検挙件数     | 45  | 47  | 76  | 91  | 59  | -32 | -35.2 |

**(4) 高齢者虐待事案の認知件数**

平成29年中の高齢者虐待<sup>(注)</sup>事案の認知件数は100件で、前年に比べ12件(13.6%)増加した。このうち、配偶者等による被害は47件で、前年に比べ8件(20.5%)増加した。

また、高齢者虐待事案の検挙は、刑法犯(暴行等)を適用して2件を検挙し、前年に比べ1件(100%)増加した。

(注) 高齢者虐待とは、65歳以上の高齢者に対する暴力、又は心理的外傷を与える言動等をいう。

**【高齢者虐待事案認知状況の推移】**

| 年別<br>区分  | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減 |      |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
|           |     |     |     |     |     | 件数 | 率(%) |
| 認知件数      | 65  | 51  | 83  | 88  | 100 | 12 | 13.6 |
| 配偶者等による被害 | 38  | 23  | 42  | 39  | 47  | 8  | 20.5 |
| 検挙件数      | 4   | 1   | 2   | 1   | 2   | 1  | 100  |

**(5) 刑法犯少年の検挙補導人員**

平成29年中の刑法犯少年<sup>(注1)</sup>の検挙・補導人員は227人で、前年に比べ132人(36.8%)減少した。

平成29年中の犯罪少年<sup>(注2)</sup>の検挙人員は140人で、前年に比べ117人(45.5%)減少した。

(注1) 刑法犯少年とは、「刑法」、「盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律」、「暴力行為等処罰ニ関スル法律」、「決闘罪ニ関スル件」、「爆発物取締罰則」、「航空機の強奪等の処罰に関する法律」、「火炎びんの使用等の処罰ニ関する法律」、「流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法」、「サリン等による人身被害の防止に関する法律」、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」、「公職にある者のあっせん行為による利益等の処罰に関する法律」、

「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」に規定する罪（交通事故に係る業務上（重）過失致死傷を除く。）で警察に検挙された犯罪少年及び触法少年<sup>(注3)</sup>をいう。

（注2）犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

（注3）触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

### 【刑法犯少年の検挙・補導人員の推移】

| 年別     | 平14   | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減   |       |
|--------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|-------|
|        |       |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 人数   | 率(%)  |
| 刑法犯少年  | 1,416 | 757 | 749 | 709 | 680 | 569 | 462 | 377 | 342 | 359 | 227 | -132 | -36.8 |
| うち犯罪少年 | 1,258 | 620 | 594 | 571 | 546 | 451 | 332 | 274 | 242 | 257 | 140 | -117 | -45.5 |

### 3 今後の課題

（1）子供や女性に対する性犯罪等の前兆とみられる声掛けやつきまとい事案等の根絶に向け、関係部署及び関係機関と一層緊密に連携しながら、総合的な子供と女性の安全対策を更に推進する必要がある。

特に連續発生する事案については、情報分析や発生予想地域への警察官の投入等によって行為者を早期に特定し、指導警告を実施するなど、迅速に対応する必要がある。

（2）高齢者の尊厳を保持するため、高齢者への虐待を防止することは極めて重要であることから、関係機関等と緊密な連携を図り、適切な対応を推進する必要がある。

（3）刑法犯少年の検挙・補導人員の減少傾向を維持するため、非行少年の立ち直り支援、非行防止教室による少年の規範意識の醸成、集団的不良交友関係<sup>(注)</sup>対策等を一層推進する必要がある。

（注）集団的不良交友関係とは、非行集団若しくは非行集団には至らないものの、非行や不良行為を繰り返している3人以上のグループ又はこれに準じる2人以上の交友関係をいう。

## 重 点 推 進 事 項 の 檢 証

### 1 人身安全関連事案への的確な対処

#### （1）推進状況

##### ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

（ア）被害者等の安全を早急に確保する必要が認められる事案については、生活安全部門と刑事部門の専務員が相談初期の段階から共同で聴取し、事案の危険性・切迫性を的確に見極め、事態に応じた適切な対処を実施した。

また、夜間、休日においても間隙なく、全ての人身安全関連事案が本部人身安全関連事案対処体制<sup>(注)</sup>へ速報され、警察本部から警察署に対して適時適切な指導・助言や必要人員の派遣等を実施できるよう、24時間体制で受理できる体制を構築した。

（注）本部人身安全関連事案対処体制とは、人身安全関連事案を一元的に対処するため、警察本部の生活安全部門、刑事部門、警務部門（相談）で構成された体制をいう。

（イ）配偶者暴力相談支援センター等への緊急一時避難や公費負担による宿泊施設への避難等により、被害者等への危害を物理的に防止するとともに、各種個人情報保護制度や保護命令手続を十分活用し、被害者等の安全を確保する取組を推進した。

##### イ ストーカー・DV事案等に対する迅速・的確な対応

（ア）被害者等の生命・身体の安全確保を最優先とした対応を推進し、危害の発生防止と被害の未然防止・拡大防止に努めた。

(イ) 被害者、親族等の関係者及び加害者が所在する地域を管轄する警察署・警察本部と関係機関が迅速に情報を共有し、相互に連携を図りながら防犯用資機材の貸与や再被害を未然に防止する措置を講ずるなど、被害者の保護措置を徹底した。

## (2) 今後の課題

### ア 人身安全関連事案に対する組織的な対応の推進

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案<sup>(注)</sup>を始めとする人身の安全を早急に確保する必要がある事案に的確に対処するため、関係機関との連携を一層強化するとともに、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある特性を踏まえ、対処能力の更なる向上を図る必要がある。

(注) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案とは、ストーカー・DV事案を始めとする恋愛感情等のもつれを原因とする各種トラブル等により、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案をいう。

### イ ストーカー・DV事案等に対する迅速・的確な対応

県内医療機関等と連携し、ストーカー行為者の医療機関等でのカウンセリング等の受診に向けた働き掛けを行うなど、行為者に対する精神医学的・心理学的アプローチを推進する必要がある。

## 2 子供・女性・高齢者安全対策の推進

### (1) 推進状況

#### ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛けやつきまとい等のいわゆる前兆事案について、行為者に対して積極的な指導・警告を行うなど、先制・予防的活動を推進した。

#### イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

(ア) 交通部門と連携し、交通安全運動と連携した被害防止キャンペーン等、通学路の安全対策に努めた。

(イ) 小学校等における不審者侵入訓練や防犯教室の開催、女性の多い大学や職場における護身術を活用した防犯講習等を実施し、子供や女性の防犯意識の向上に努めた。

(ウ) 犯罪が発生した場合又は犯罪の前兆とみられる声掛け事案等に関する情報や不審者・不審車両に関する情報を入手した場合には、発生時間・場所、被害状況、行為者の身体特徴、その他様々な情報を詳細かつ網羅的に収集・分析し、同種犯罪の徹底検挙及び被害防止活動を推進した。

#### ウ 高齢者を始めとする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

(ア) 認知症の特性や対応要領等について理解を深めるため、警察職員に対し、自治体職員等による認知症サポーター養成講座の受講を促進した。

(イ) 認知症高齢者等の行方不明事案の早期解決を図るため、自治体との連絡会議を開催した。

### (2) 今後の課題

#### ア 積極的な先制・予防的活動の推進

声掛け等の前兆事案の行為者に対しては、迅速的確な指導・警告により、重大事件への発展防止に努める必要がある。

#### イ 子供・女性の安全を確保するための諸対策の推進

子供・女性を対象とする犯罪等に関する情報を収集・分析し、関係部門と連携した同種犯罪の徹底検挙に努めるとともに、地域安全マップづくり<sup>(注)</sup>を通じて子供自身の防犯知識及び防犯意識の向上を図るなど、関係機関等と連携した被害防止活動を推進する必要がある。

(注) 地域安全マップづくりとは、子供たちが自ら校区内の通学路等を点検・調査し、「犯罪に遭いやすい危険な場所」や「犯罪に遭いにくい安全な場所」に関する地図を作成することで、子供たち自身の防犯知識・防犯意識の向上を図る活動をいう。

## ウ 高齢者を中心とする認知症等に係る行方不明者発見活動及び保護業務の推進

認知症に係る行方不明者の受理件数が増加していることから、警察職員に対して認知症の特性と対応要領に関する教養を実施して理解を深めるとともに、自治体・関係機関と緊密に連携し、認知症に係る行方不明者の早期発見・保護活動を一層推進する必要がある。

## 3 少年の非行防止総合対策の推進

### (1) 推進状況

#### ア 集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進

学校等の教育機関や他部門との連携の下、非行集団等の集団的不良交友関係に関する情報を積極的に収集・活用した少年事件捜査を推進した。

また、少年の特性に配意した事件指揮により、迅速かつ適正な少年事件の捜査・調査を推進した。

#### イ 街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

(ア) 制服警察官による街頭補導等の「見える・見せる活動」を強化するとともに、少年補導員と合同の街頭補導や関係機関・団体と連携した広報啓発活動により、刑法犯少年の検挙・補導人員が大幅に減少した。

#### 【刑法犯・特別法犯少年に占める触法少年の割合と推移】

| 年別            | 平25  | 平26  | 平27  | 平28  | 平29  |
|---------------|------|------|------|------|------|
| 刑法犯・特別法犯少年(人) | 550  | 422  | 393  | 422  | 297  |
| うち触法少年(人)     | 158  | 112  | 105  | 106  | 106  |
| 触法少年占有率(%)    | 28.7 | 26.5 | 26.7 | 25.1 | 35.7 |

(イ) 県高等学校野球連盟や地元プロサッカーチームと協働して、試合会場における場内アナウンス等により、家庭・学校・地域社会が一体となった青少年の非行・被害防止を広報し、少年を見守る社会気運の醸成と地域社会との絆の強化を図った。

(ウ) 支援を必要とする少年や保護者に対し、大学生ボランティアや少年警察ボランティア、地域住民と連携した農作業体験や物づくり体験、学習支援等の立ち直り支援対策を推進した。

また、いしかわS&Pサポート制度<sup>(注)</sup>により警察と学校との間で積極的な情報共有を行い、早期指導による立ち直り支援や再非行・再被害防止を図った。

(注) いしかわS&Pサポート制度とは、児童・生徒の再非行防止、犯罪被害防止を目的とした警察と学校間における非行事案等に関する相互連絡制度をいう。

#### 【いしかわS&Pサポート制度による連絡状況の推移】

| 区分     | 年別 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減  |       |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|        |    |     |     |     |     |     | 件数  | 率(%)  |
| 警察から学校 |    | 279 | 230 | 220 | 211 | 186 | -25 | -11.8 |
| 学校から警察 |    | 85  | 49  | 19  | 91  | 74  | -17 | -18.7 |
| 計      |    | 364 | 279 | 239 | 302 | 260 | -42 |       |

(エ) 学校や教育委員会等と連携し、小・中学生を対象としたピュアキッズスクール<sup>(注)</sup>や小・中・高校生を対象とした薬物乱用防止教室等の非行防止教室を開催し、少年の規範意識の醸成を図った。

(注) ピュアキッズスクールとは、児童生徒の規範意識の高揚を図るために、警察職員が、小・中学校の道徳授業等にゲストティーチャーとして参加し、担当教諭と連携しながら社会規範を守る大切さを教える授業をいう。

### 【非行防止教室実施状況等の推移】

| 区分            | 年度  |     |    | 平25 |     |    | 平26 |     |    | 平27 |     |    | 平28 |     |    | 平29 |     |    |
|---------------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|
|               | 小学校 | 中学校 | 高校 |
| ピュアキッズスクール(回) | 114 | 42  |    | 120 | 49  |    | 127 | 42  |    | 133 | 45  |    | 122 | 46  |    |     |     |    |
| 薬物乱用防止(回)     | 47  | 38  | 46 | 67  | 38  | 44 | 60  | 36  | 41 | 57  | 36  | 44 | 28  | 32  | 42 |     |     |    |
| その他(回)        | 24  | 58  | 49 | 14  | 30  | 40 | 32  | 19  | 37 | 22  | 16  | 31 | 30  | 21  | 33 |     |     |    |
| 計(回)          | 192 | 138 | 95 | 201 | 117 | 84 | 219 | 97  | 78 | 212 | 97  | 75 | 180 | 99  | 75 |     |     |    |

### ウ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

(ア) 石川県いじめ防止基本方針<sup>(注)</sup>に基づき、いじめ被害の届出や相談を迅速・確實に受理するとともに、学校や教育委員会と緊密に連携しながら、被害少年や保護者の意向を踏まえた的確な対応に努めた。

(注) 石川県いじめ防止基本方針とは、本県におけるいじめ防止・いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された基本方針をいう。

(イ) いじめに対する規範意識の醸成を図るため、非行防止教室や命の大切さを学ぶ教室<sup>(注)</sup>を開催するなど、いじめの未然防止を図った。

(注) 命の大切さを学ぶ教室とは、犯罪被害者遺族等の講演を通じ、被害者に対する理解を育むとともに、自分や他人の命の大切さを学ぶ授業をいう。

### (2) 今後の課題

#### ア 集団的不良交友関係を視野に入れた少年事件捜査の推進

集団的不良交友関係に関する情報を更に収集し、分析結果を活用した捜査により検挙・補導活動を推進するとともに、その後の立ち直り支援も視野に入れるなど、戦略的な対策を進めていく必要がある。

#### イ 街頭補導活動の強化等による「非行少年を生まない社会づくり」の一層の推進

学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティア等の地域住民との連携を強化し、地域社会全体で非行少年の立ち直り支援や少年の規範意識の醸成、少年と社会との絆の強化等、「非行少年を生まない社会づくり」に向けた取組を一層推進していく必要がある。

### ウ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

全国的には、依然としていじめに起因した少年の自殺事案が発生するなど憂慮すべき状況が続いている。

平成29年中、県内においては、いじめによる自殺事案の発生はないものの、保護者等によるいじめ相談は後を絶たない状況であることから、今後も、いじめ事案の早期把握と少年の立場に立った対応に資するため、学校や教育委員会等の関係機関と連携を一層強化していく必要がある。

## 4 少年保護総合対策の推進

### (1) 推進状況

#### ア 児童虐待への対応における取組強化

(ア) 平成29年中の児童虐待事案<sup>(注)</sup>の認知件数は245件で、前年に比べ51件（26.3%）増加した。児童相談所への通告人員は385人で、前年に比べ54人（16.3%）増加した。

(注) 「児童虐待事案」とは、保護者が監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト又は心理的虐待を加えるものをいう。

(イ) 児童虐待に迅速的確に対応するため、児童相談所と合同の臨検・立入調査訓練

を行い、事案対応力の向上を図るとともに、児童相談所等との連絡会議の開催や虐待が疑われる事案に対する児童相談所への事前照会等による情報共有を図るなど、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底した。

(ウ) 児童虐待事案が増加していることから、県関係部局と連携してリーフレット等を利用した児童虐待防止に関する広報啓発活動を推進した。

#### 【児童虐待事案認知状況の推移】

| 年別      | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減    |      |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
|         |     |     |     |     |     | 件数(人) | 率(%) |
| 認知件数(件) | 127 | 159 | 179 | 194 | 245 | 51    | 26.3 |
| 通告人員(人) | 206 | 248 | 306 | 331 | 385 | 54    | 16.3 |

#### イ 悪質性の高い福祉犯の取締りとサイバー補導等による児童の保護の推進

平成29年中の福祉犯事件の検挙件数は86件で、前年に比べ7件(7.5%)減少した。また、福祉犯事件の取締りにあわせて64人の被害児童を保護したほか、サイバー補導<sup>(注)</sup>により2人の児童を保護した。

加えて、児童ポルノ自己的目的所持事件やファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ公然陳列事件、児童買春事件等、低年齢児童的愛好者等による悪質な福祉犯事件に重点を置いた取締りを実施した。

(注) サイバー補導とは、児童が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導することをいう。

#### 【福祉犯事件の検挙状況等の推移】

| 区分                            | 年別   | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減    |       |
|-------------------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|                               |      |     |     |     |     |     | 件数(人) | 率(%)  |
| 総数                            | 検挙件数 | 60  | 90  | 74  | 93  | 86  | -7    | -7.5  |
|                               | 検挙人員 | 76  | 78  | 66  | 77  | 76  | -1    | -1.3  |
| 児童福祉法                         | 検挙件数 | 10  | 3   | 1   | 2   | 1   | -1    | -50.0 |
|                               | 検挙人員 | 7   | 3   | 2   | 2   | 1   | -1    | -50.0 |
| 風営法                           | 検挙件数 | 2   | 4   | 2   | 1   | 2   | 1     | 100.0 |
|                               | 検挙人員 | 6   | 5   | 1   | 1   | 2   | 1     | 100.0 |
| 児童買春・児童ポルノ禁止法 <sup>(注1)</sup> | 検挙件数 | 28  | 34  | 30  | 29  | 31  | 2     | 6.9   |
|                               | 検挙人員 | 19  | 26  | 21  | 21  | 25  | 4     | 19.0  |
| いしかわ子ども総合条例<br>他都道府県同種条例      | 検挙件数 | 48  | 48  | 39  | 57  | 50  | -7    | -12.3 |
|                               | 検挙人員 | 46  | 43  | 39  | 50  | 46  | -4    | -8.0  |
| その他 <sup>(注2)</sup>           | 検挙件数 | 2   | 1   | 2   | 4   | 2   | -2    | -50.0 |
|                               | 検挙人員 | 2   | 1   | 3   | 3   | 2   | -1    | -33.3 |

注1：児童買春・児童ポルノ禁止法とは、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」をいう。

注2：その他とは、労働基準法、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法等をいう。

#### ~~~~~平成29年中の検挙事例~~~~~

- サイバー補導を端緒とした児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童買春）事件（1月検挙：金沢中警察署）
 

広告代理業の男(31)は、SNSを利用して知り合った女子高校生が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金を対償として供与する約束をして性交した。
- 児童を深夜に飲食店で接客させた風営法違反（年少者使用）事件（6月検挙：津幡警察署）
 

飲食店経営の女(22)と従業員の男(23)は、18歳未満の少女を、深夜の飲食店で客に対する酒類の提供等の接客に従事させた。
- 児童に入れ墨を施したいしかわ子ども総合条例違反（入れ墨等の禁止）事件（9月検挙：白山警察署）
 

彫り師の男(47)は、複数の少年に対して入れ墨を施した。

○ 出会い系サイトを利用した児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件（12月検挙：輪島警察署）

会社員の男(45)は、出会い系サイトで知り合った女子中学生が18歳に満たない児童であることを知りながら、現金を対償として供与する約束をして性交した。

## ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

- (ア) インターネットに起因する犯罪被害を防止するため、学校や教育委員会等の関係機関と連携して、インターネット利用に関する非行・被害防止教室を開催し、生徒・児童や保護者に対する啓発活動を推進した。
- (イ) 平成29年5月から開始した、携帯電話事業者と合同のスマホ・ケータイ安全教室や携帯電話販売店、JR金沢駅等におけるキャンペーン等、フィルタリングの普及促進に向けた広報活動を推進した。

【スマートフォン等の普及を踏まえた児童の犯罪被害等防止取組状況の推移】

| 区分                          | 年度      |        |        |
|-----------------------------|---------|--------|--------|
|                             | 平27     | 平28    | 平29    |
| 啓発活動の実施状況                   | 実施数(回)  | 150    | 147    |
|                             | 参加人員(人) | 26,665 | 24,817 |
| 携帯電話販売店への<br>フィルタリング要請状況(件) |         | 100    | 20     |
|                             |         |        | 7      |

### (2) 今後の課題

#### ア 児童虐待への対応における取組強化

依然として児童虐待事案が増加していることから、児童相談所等の関係機関との連携を一層緊密にし、虐待を受けた児童の早期保護を図るなど、児童の安全確保を最優先とした対応を行う必要がある。

#### イ 悪質性の高い福祉犯の取締りとサイバー補導等による児童の保護の推進

依然として児童の性的被害に係る福祉犯事件が発生していることから、サイバー補導等により新たな被害の防止を図るとともに、福祉犯の端緒情報の収集を推進するなど、悪質な福祉犯取締りの強化と被害児童の早期保護に努める必要がある。

#### ウ 少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

スマートフォン等の普及に伴い、インターネットの利用に起因する福祉犯被害が発生していることから、携帯電話事業者や学校等の関係機関・団体と連携し、フィルタリング設定の普及促進を図るとともに積極的な情報発信活動に努めるなど、少年が安全にインターネットを利用するための対策を強化する必要がある。

## 重点目標4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙

### [重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

平成28年中の県内の刑法犯認知件数は、平成27年より減少傾向で推移しているが、依然として殺人、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗事件が発生している。

また、特殊詐欺については、発生件数、被害額ともに減少傾向にあるとはいえる、依然、多額の被害が発生しており、予断を許さない状況である。

暴力団情勢については、六代目山口組の分裂により神戸山口組と対立抗争状態が認められ、不法行為が各地で相次ぐほか、関係企業や共生者を利用して、活動実態を不透明化させるとともに、暴力的な犯罪や薬物犯罪、犯罪インフラ事犯等の多様化した資金源活動に加え、特殊詐欺等、社会経済情勢の変化に応じた活動分野の拡大がうかがわれる。

こうした県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙して被害の拡大を防止するとともに、被害の早期回復を図るなど、県民の不安を払拭することが強く求められている。

このため、捜査手法の高度化や捜査の科学化、捜査支援分析の強化等を図るとともに、刑事訴訟法等の改正を踏まえた新たな時代の刑事司法への対応等、検挙力の強化を徹底することにより、「県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙」に邁進し、県民の安全・安心を確保する必要がある。

### 総合評価

#### 1 施策の目標

- 捜査力を最大限に發揮し、重要犯罪、特殊詐欺、暴力団犯罪等県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

## 2 成果

### (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

#### ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

殺人等の重要犯罪<sup>(注)</sup>については、宝達志水町地内における強盗殺人事件、能登町地内における殺人事件等凶悪かつ卑劣な事件を検挙した。

重要犯罪の検挙率は67.1%で、前年に比べ31.2ポイント減少した。

#### 【重要犯罪検挙状況の推移】

| 年別        |         | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   |
|-----------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 区分        |         |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 殺人        | 検挙率(%)  | 80.0  | 125.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 80.0  | 110.0 |
|           | 検挙件数(件) | 12    | 5     | 5     | 6     | 3     | 11    | 6     | 10    | 4     | 11    |
|           | 検挙人員(人) | 11    | 4     | 5     | 6     | 3     | 10    | 5     | 13    | 2     | 7     |
| 強盗        | 検挙率(%)  | 50.0  | 92.9  | 60.0  | 72.7  | 114.3 | 90.0  | 66.7  | 100.0 | 88.9  | 40.0  |
|           | 検挙件数(件) | 4     | 13    | 3     | 8     | 8     | 9     | 6     | 8     | 8     | 2     |
|           | 検挙人員(人) | 3     | 14    | 3     | 7     | 13    | 9     | 6     | 7     | 6     | 7     |
| 放火        | 検挙率(%)  | 83.3  | 33.3  | 66.7  | 33.3  | 71.4  | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 75.0  |
|           | 検挙件数(件) | 5     | 2     | 6     | 1     | 10    | 11    | 3     | 11    | 3     | 3     |
|           | 検挙人員(人) | 5     | 1     | 6     | 1     | 6     | 10    | 5     | 8     | 2     | 4     |
| 強制性交等     | 検挙率(%)  | 125.0 | 150.0 | 133.3 | 87.5  | 100.0 | 133.3 | 90.9  | 116.7 | 80.0  | 60.0  |
|           | 検挙件数(件) | 5     | 6     | 4     | 7     | 10    | 4     | 10    | 7     | 4     | 3     |
|           | 検挙人員(人) | 5     | 2     | 2     | 4     | 12    | 5     | 7     | 5     | 6     | 2     |
| 略取誘拐・人身売買 | 検挙率(%)  | -     | 100.0 | 33.3  | 200.0 | -     | 100.0 | -     | -     | 100.0 | 100.0 |
|           | 検挙件数(件) | -     | 2     | 1     | 2     | -     | 1     | -     | -     | 4     | 3     |
|           | 検挙人員(人) | -     | -     | -     | 5     | -     | 1     | -     | -     | 2     | 2     |
| 強わいせつ     | 検挙率(%)  | 73.1  | 91.7  | 91.3  | 68.9  | 72.9  | 70.9  | 90.5  | 69.1  | 105.9 | 58.7  |
|           | 検挙件数(件) | 19    | 22    | 21    | 31    | 35    | 39    | 57    | 38    | 36    | 27    |
|           | 検挙人員(人) | 10    | 15    | 14    | 12    | 17    | 16    | 12    | 11    | 24    | 16    |
| 重石川県      | 検挙率(%)  | 76.3  | 92.6  | 83.3  | 74.3  | 80.5  | 82.4  | 89.1  | 82.2  | 98.3  | 67.1  |
|           | 検挙件数(件) | 45    | 50    | 40    | 55    | 66    | 75    | 82    | 74    | 59    | 49    |
|           | 検挙人員(人) | 34    | 36    | 30    | 35    | 51    | 51    | 35    | 44    | 42    | 38    |
| 重犯全罪国     | 検挙率(%)  | 62.6  | 64.5  | 62.8  | 64.0  | 65.8  | 63.3  | 68.2  | 72.3  | 76.6  | 80.3  |

注：重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

## イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗犯の徹底検挙

重要窃盗犯<sup>(注)</sup>の検挙率は68.4%で、前年とほぼ横ばいで、高水準を維持しており、また、前年に比べ0.6ポイント降下したものの全国平均(55.3%)を上回った。

### 【重要窃盗犯検挙状況の推移】

| 区分                 |         | 年別   |      |      |      |      |      |      |      |      |       |
|--------------------|---------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
|                    |         | 平20  | 平21  | 平22  | 平23  | 平24  | 平25  | 平26  | 平27  | 平28  | 平29   |
| 侵 入 盗              | 検挙率(%)  | 72.2 | 49.8 | 38.8 | 48.6 | 65.6 | 49.1 | 59.8 | 61.1 | 71.6 | 68.8  |
|                    | 検挙件数(件) | 701  | 501  | 383  | 446  | 535  | 430  | 568  | 570  | 491  | 416   |
|                    | 検挙人員(人) | 72   | 85   | 77   | 89   | 100  | 93   | 122  | 110  | 112  | 94    |
| 自 動 車 盗            | 検挙率(%)  | 33.9 | 31.5 | 13.5 | 36.6 | 26.1 | 30.0 | 25.0 | 30.0 | 39.1 | 44.0  |
|                    | 検挙件数(件) | 20   | 17   | 12   | 26   | 12   | 12   | 16   | 18   | 18   | 11    |
|                    | 検挙人員(人) | 7    | 8    | 9    | 21   | 11   | 6    | 5    | 7    | 12   | 8     |
| ひ っ た く り          | 検挙率(%)  | 5.3  | 38.9 | -    | 20.0 | 30.8 | 69.2 | 28.6 | 66.7 | 71.4 | 110.0 |
|                    | 検挙件数(件) | 1    | 7    | -    | 1    | 4    | 9    | 2    | 4    | 5    | 11    |
|                    | 検挙人員(人) | -    | 4    | -    | -    | 1    | 3    | 2    | 4    | 4    | 3     |
| す り                | 検挙率(%)  | 16.2 | 30.6 | 57.1 | 60.0 | 47.4 | 53.8 | 50.0 | 48.0 | 56.3 | 67.9  |
|                    | 検挙件数(件) | 6    | 11   | 12   | 30   | 9    | 7    | 15   | 12   | 18   | 19    |
|                    | 検挙人員(人) | 7    | 2    | 6    | 4    | 9    | 5    | 5    | 11   | 15   | 12    |
| 重 要 窃 盗 犯<br>石 川 県 | 検挙率(%)  | 67.0 | 48.1 | 37.0 | 48.2 | 62.7 | 48.7 | 57.2 | 59.0 | 69.0 | 68.4  |
|                    | 検挙件数(件) | 728  | 536  | 407  | 503  | 560  | 458  | 601  | 604  | 532  | 457   |
|                    | 検挙人員(人) | 86   | 99   | 92   | 114  | 121  | 107  | 134  | 132  | 143  | 117   |
| 重 要 窃 盗 犯<br>全 国   | 検挙率(%)  | 53.5 | 50.8 | 47.7 | 48.0 | 49.8 | 47.5 | 51.5 | 52.6 | 54.6 | 55.3  |

注：重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

## (2) 特殊詐欺を中心とする知能犯罪等の徹底検挙

特殊詐欺の検挙件数は47件で、前年に比べ5件(9.6%)減少し、検挙人員は28人で、前年に比べ4人(12.5%)減少した。一方、預金口座の不正取得等の助長犯罪の検挙件数は48件で、前年に比べ21件(77.8%)増加し、検挙人員は45人で、前年に比べ23人(104.5%)増加した。

### 【特殊詐欺等検挙件数・人員の推移】

| 区分      |    | 年別  |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 増減    |        |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
|         |    | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 件(人)数 | 率(%)   |
| 特 殊 詐 欺 | 件数 | 8   | 37  | 12  | 22  | 24  | 25  | 24  | 40  | 52  | 47  | -5    | -9.6   |
|         | 人員 |     | 7   | 3   | 8   | 7   | 9   | 4   | 29  | 32  | 28  | -4    | -12.5  |
| 助 長 犯 罪 | 件数 | 35  | 56  | 15  | 29  | 29  | 47  | 53  | 41  | 27  | 48  | +21   | +77.8  |
|         | 人員 | 20  | 37  | 11  | 17  | 21  | 34  | 30  | 21  | 22  | 45  | +23   | +104.5 |
| 合 计     | 件数 | 43  | 93  | 27  | 51  | 53  | 72  | 77  | 81  | 79  | 95  | +16   | +20.3  |
|         | 人員 | 20  | 44  | 14  | 25  | 28  | 43  | 34  | 50  | 54  | 73  | +19   | +35.2  |

### (3) 暴力団犯罪の徹底検挙

暴力団犯罪の検挙件数は172件で、前年に比べ1件(0.6%)増加し、検挙人員は133人で、前年に比べ7人(5.6%)増加した。

#### 【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

| 罪種別         | 年別   |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 増減  |       |        |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|--------|
|             |      | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 件(人)数 | 率(%)   |
| 総 数         | 検挙件数 | 436 | 317 | 272 | 292 | 204 | 135 | 144 | 120 | 171 | 172 | +1    | +0.6   |
|             | 検挙人員 | 131 | 152 | 119 | 121 | 83  | 91  | 105 | 106 | 126 | 133 | +7    | +5.6   |
| 暴 行         | 検挙件数 | 9   | 14  | 9   | 9   | 6   | 5   | 14  | 4   | 10  | 12  | +2    | +20.0  |
|             | 検挙人員 | 8   | 12  | 8   | 7   | 4   | 4   | 13  | 4   | 8   | 9   | +1    | +12.5  |
| 傷 害         | 検挙件数 | 20  | 25  | 21  | 16  | 13  | 4   | 6   | 6   | 10  | 8   | -2    | -20.0  |
|             | 検挙人員 | 21  | 28  | 22  | 18  | 13  | 6   | 5   | 6   | 10  | 7   | -3    | -30.0  |
| 恐 喝         | 検挙件数 | 5   | 4   | 6   | 3   | 5   | 3   | 3   | 5   | 3   | 6   | +3    | +100.0 |
|             | 検挙人員 | 6   | 3   | 7   | 3   | 4   | 3   | 6   | 4   | 7   | 4   | -3    | +42.9  |
| 賭 博         | 検挙件数 | 3   | 0   | 0   | 4   | 2   | 2   | 0   | 0   | 0   | 4   | 4     | -      |
|             | 検挙人員 | 10  | 1   | 0   | 6   | 2   | 9   | 0   | 0   | 0   | 13  | 13    | -      |
| 窃 盗         | 検挙件数 | 306 | 131 | 152 | 177 | 116 | 44  | 14  | 15  | 32  | 37  | +5    | +15.6  |
|             | 検挙人員 | 14  | 21  | 25  | 23  | 19  | 8   | 7   | 8   | 12  | 14  | +2    | +16.7  |
| その他<br>刑法犯  | 検挙件数 | 41  | 85  | 31  | 29  | 40  | 27  | 30  | 45  | 24  | 28  | +4    | +16.7  |
|             | 検挙人員 | 36  | 45  | 22  | 25  | 27  | 31  | 23  | 48  | 33  | 28  | -5    | -15.2  |
| 覚醒剤         | 検挙件数 | 22  | 31  | 29  | 43  | 11  | 35  | 54  | 32  | 69  | 41  | -28   | -40.6  |
|             | 検挙人員 | 17  | 21  | 18  | 28  | 9   | 21  | 35  | 26  | 39  | 29  | -10   | -25.6  |
| 銃刀法         | 検挙件数 | 4   | 1   | 3   | 0   | 0   | 2   | 0   | 2   | 0   | 3   | +3    | -      |
|             | 検挙人員 | 1   | 0   | 1   | 0   | 0   | 1   | 0   | 1   | 0   | 2   | +2    | -      |
| その他<br>特別法犯 | 検挙件数 | 26  | 26  | 21  | 11  | 11  | 13  | 23  | 11  | 23  | 33  | +10   | +43.5  |
|             | 検挙人員 | 18  | 21  | 16  | 11  | 5   | 8   | 16  | 9   | 17  | 27  | +10   | +58.8  |

### 3 今後の課題

#### (1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

##### ア 未解決重要事件の検挙の推進

未解決重要事件の検挙に向け、捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の科学技術を一層活用する必要がある。

##### イ 重要窃盗犯の検挙の推進

盗品捜査等を推進して被疑者の割り出しに努めるとともに、他の都道府県警察との連携を強化し、重要窃盗犯の検挙を推進する必要がある。

#### (2) 特殊詐欺を中心とする知能犯罪等の徹底検挙

##### ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

被害認知時には、被害金の交付形態に応じて、積極的なだまされた振り作戦による受け子<sup>(注)</sup>等の検挙を徹底するとともに、検挙した被疑者の供述や押収資料の分析、全部門における情報収集等を徹底し、警察の総合力を発揮して犯行グループの実態を解明の上、犯行拠点や組織中枢を摘発する必要がある。

(注) 受け子とは、被害者等から現金等を受け取る役割の者をいう。

##### イ 犯行ツール対策の推進

犯行グループを弱体化させるため、携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断するとともに、特殊詐欺に係る被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求め及び各種解約依頼、警告電話の積極的な実施等を迅速・確実に行い、その無力化措置を徹底する。

また、ずさんな本人確認を行う悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供する必要がある。

#### (3) 暴力団犯罪の徹底検挙

暴力団の首領に着目した徹底検挙、情報収集活動や警戒活動の徹底、暴力団対策法<sup>(注)</sup>の効果的運用等、暴力団の弱体化・壊滅に向けた取組を一層強力に推進する必要がある。

(注) 暴力団対策法とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律をいう。

## 重 点 推 進 事 項 の 檢 証

### 1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

#### (1) 推進状況

##### ア 殺人・強盗等凶悪事件の徹底検挙

重要犯罪の検挙率は、平成17年以降70%を超えており、全国平均を上回っていたが、平成29年は、67.1%と全国平均(80.3%)を下回った。

平成29年中の検挙事例 ~~~~~

- 金沢市内における強姦致傷事件（1月検挙：金沢中警察署）  
ナイジェリア人の男（35）は、帰宅途中の女性に対し、石のようのもので殴打した上、性的暴行を加えた。
- 小松市内における未成年者略取未遂事件（2月検挙：小松警察署）  
無職の男（61）は、帰宅途中の小学生女児を略取しようとした。
- 能登町地内における殺人事件（5月検挙：珠洲警察署）  
大学生の男（21）は、バス停留所付近において、女子高校生に暴行を加え車に乗せて連れ去り、空き家において包丁で殺害した。
- 金沢市内における強制わいせつ事件（7月検挙：金沢中警察署）  
無職の男（61）は、帰宅途中の小学生女児に対し、わいせつ行為をした。
- 金沢市内における殺人未遂事件（8月検挙：金沢中警察署）  
無職の男（37）は、自宅及びその付近において、警察官2人に対し、サバイバルナイフで突き刺すなどして殺害しようとした。
- 金沢市内における強制性交等事件（10月検挙：金沢中警察署）  
専門学生の男（20）は、帰宅途中の女性に対し、脅迫等して性的暴行を加えた。
- 加賀市山代温泉地内における殺人未遂事件（12月検挙：大聖寺警察署）  
無職の男（36）は、公園において観光中の中年男性に対し、金づちで殴打して殺害しようとした。
- 宝達志水町地内における強盗殺人事件（12月検挙：羽咋警察署）  
会社員の男（32）は、民家において高齢女性を殺害して金品を強取しようと企て、同所において同女を包丁で殺害し、金品を強取した。

##### イ 住宅対象侵入窃盗等重要窃盗事件の徹底検挙

重要窃盗犯の検挙率は68.4%で、2年連続で60%を超えており、全国平均(55.3%)を上回っている。

平成29年中の検挙事例 ~~~~~

- 無職の男による車上ねらい事件（1月検挙：金沢西、金沢中、金沢東、白山、津幡警察署）  
無職の男（51）は、金沢市内において車上ねらいを繰り返した。
- 無職の男による自動車盗事件（1月検挙：金沢東、金沢西警察署）  
無職の男（51）は、大阪市内で車両を盗み、県内において同車両に別の盗難ナンバープレートを取り付けて金沢市内を走行した。
- 加賀市内におけるひったくり事件（4月検挙：大聖寺警察署）  
無職の男（25）ら2人は、徒歩又は車椅子で通行中の女性に対し、ひったくりを繰り返した。

- 会社員らによる広域窃盗（出店荒し等）事件（6月検挙：金沢東警察署）  
会社役員の男（29）ら2人は、長野県等において出店荒し等を繰り返した。
- 銅線等を目的とした広域連続窃盗（工事場ねらい等）事件（8月検挙：金沢西、津幡警察署）  
製造業従業員の男（48）ら2人は、金沢市内及び近郊の資材置場等において、銅線等を窃取する工事場ねらい及び倉庫荒しを繰り返した。
- 銅線等を窃取する連続窃盗（工事場ねらい）事件（9月検挙：金沢中警察署）  
会社員の男（51）は、金沢市内及び近郊の新築工事現場や建築会社資材置き場等において、銅線等を窃取する工事場ねらいを繰り返した。
- 窃盗常習者らによる一般住宅対象の広域窃盗（空き巣等）事件（11月検挙：金沢東警察署）  
無職の男（70）ら2人は、金沢市内及び京都府等の一般民家に侵入し、金品を窃取した。

#### ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保と被疑者を検挙するための捜査訓練等を反復実施して、練度向上に努めた。

#### （2）今後の課題

##### ア 未解決重要事件の検挙の推進

「金沢市久安地内における独身男性殺人事件」及び「ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件」に関し、県警の最重要課題として、関連情報の収集を徹底させるなど、両事件の検挙を目指す。

##### イ 重要窃盗犯の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等により、被疑者の早期割り出し等を推進する必要がある。

## 2 特殊詐欺を中心とする知能犯罪等の徹底検挙

#### （1）推進状況

##### ア 特殊詐欺の認知、検挙状況

平成16年をピークに減少傾向にあった特殊詐欺の被害は、平成23年から増加に転じ、平成27年には過去最悪の被害額となったが、平成28年は減少し、平成29年については、認知件数105件、被害額約1億7,800万円で、前年に比べ37件（26.1%）、約2億円減少した。

### 【特殊詐欺認知状況の推移】

| 区分     | 年別      |        | 平20    | 平21   | 平22    | 平23    | 平24    | 平25    | 平26     | 平27     | 平28     | 平29     | 増減    |       |
|--------|---------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-------|-------|
|        | 件数      | 額(万円)  |        |       |        |        |        |        |         |         |         |         | 件数・額  | 率(%)  |
| 振り込み詐欺 | オレオレ詐欺  | 件数     | 18     | 3     | 5(1)   | 9      | 9(1)   | 4      | 18(3)   | 42(6)   | 38(7)   | 43(10)  | +5    | +13.2 |
|        | 被害額     | 4,558  | 860    | 161   | 1,098  | 1,564  | 800    | 5,927  | 13,290  | 7,279   | 7,515   | +236    | +3.2  |       |
|        | 架空請求詐欺  | 件数     | 52     | 36(8) | 27(1)  | 11     | 18(2)  | 22(1)  | 50(1)   | 57(5)   | 55(9)   | 49(4)   | -6    | -10.9 |
|        | 被害額     | 3,845  | 3,136  | 2,939 | 916    | 3,869  | 9,168  | 23,666 | 15,636  | 22,445  | 8,246   | -14,199 | -63.3 |       |
|        | 融資保証金詐欺 | 件数     | 52     | 11    | 3      | 10     | 8      | 9      | 9       | 1       | 6       | 3       | -3    | -50.0 |
|        | 被害額     | 3,569  | 531    | 27    | 1,205  | 853    | 871    | 1,607  | 80      | 395     | 131     | -264    | -66.8 |       |
|        | 還付金等詐欺  | 件数     | 40(2)  |       |        | 8      | 2      | 3      | 4       | 29      | 38(1)   | 7       | -31   | -81.6 |
|        | 被害額     | 3,788  |        |       | 622    | 131    | 499    | 342    | 1,930   | 3,560   | 464     | -3,096  | -87.0 |       |
|        | 小計      | 件数     | 162(2) | 50(8) | 35(2)  | 38     | 37(3)  | 38(1)  | 81(4)   | 129(11) | 137(17) | 102(14) | -35   | -25.5 |
|        | 被害額     | 15,760 | 4,526  | 3,126 | 3,841  | 6,417  | 11,338 | 31,542 | 30,936  | 33,679  | 16,357  | -17,322 | -51.4 |       |
| 振り込め詐欺 | 類似詐欺    | 件数     |        |       |        | 9      | 25(2)  | 37(2)  | 14(1)   | 21      | 5       | 3       | -2    | -40.0 |
|        | 被害額     |        |        |       | 14,090 | 17,291 | 20,422 | 7,791  | 18,282  | 4,076   | 1,431   | -2,645  | -64.9 |       |
| 合計     | 件数      | 162(2) | 50(8)  | 35(2) | 47     | 62(5)  | 75(3)  | 95(5)  | 150(11) | 142(17) | 105(14) | -37     | -26.1 |       |
|        | 被害額     | 15,760 | 4,526  | 3,126 | 17,931 | 23,707 | 31,759 | 39,332 | 49,218  | 37,756  | 17,788  | -19,968 | -52.9 |       |

注1：（ ）は、未遂の件数で内数。被害額単位：万円

注2：被害額は、四捨五入のため、被害額を合算しても小計及び合計とは一致しない。

注3：特殊詐欺の検挙状況については、28頁2(2)を参照

#### 平成29年中の検挙事例

- 老人ホーム入所権の名義貸し訴訟回避名下の詐欺未遂事件（2月検挙：珠洲警察署）  
無職の男（24）ら2人は、老人ホーム入所権の名義貸しに絡む訴訟回避名下に、高齢女性から現金400万円をだまし取ろうとした。
- 銀行協会職員をかたるキャッシュカード詐欺事件（6月検挙：金沢東警察署）  
無職の男（32）は、銀行協会職員等をかたり、キャッシュカード再発行名下に高齢女性からキャッシュカードをだまし取った。
- トラブル解決名下の送付型特殊詐欺未遂事件（6月検挙：金沢中警察署）  
無職の男（22）は、老人ホーム入所権に絡むトラブル解決名下に高齢女性から現金300万円をだまし取ろうとした。
- 投資損失名下の首都圏<sup>おび</sup>誘き出し型特殊詐欺未遂事件（6月検挙：白山警察署）  
無職の男（24）は、息子をかたり、先物取引における損失名下に、高齢女性を東京都まで誘き出し、現金200万円をだまし取ろうとした。
- 息子をかたる鞄紛失名下の特殊詐欺未遂事件（10月検挙：津幡警察署）  
無職の男（21）は、息子をかたり、鞄紛失名下に、高齢女性から現金300万円をだまし取ろうとした。
- 息子をかたる鞄紛失名下の特殊詐欺未遂事件（10月検挙：輪島警察署）  
無職の男（24）は、息子をかたり、鞄紛失名下に、高齢女性から現金300万円をだまし取ろうとした。
- 老人ホーム入所権にからむ訴訟回避名下の特殊詐欺未遂事件（11月検挙：小松警察署）  
無職の男（30）は、老人ホーム入所権の名義貸しに絡む訴訟回避名下に、高齢女性から現金300万円をだまし取ろうとした。

#### イ 政治的・構造的不正の追及の強化

政治・行政・経済をめぐる構造的な不正事案に対し、鋭意捜査を実施した。

## (2) 今後の課題

### ア 特殊詐欺犯行グループの徹底検挙

特殊詐欺の撲滅に向け、だまされた振り作戦による現場検挙の徹底を図るとともに、犯行グループ等の壊滅に向けた突き上げ捜査や基礎捜査等を推進する必要がある。

また、新たな手口に即応するため、官民一体となった予防・検挙活動及び被害者層や被害実態に応じた効果的な広報啓発活動を更に推進する必要がある。

### イ 政治的・構造的不正の追及の強化

情報収集の徹底のほか、捜査手法の伝承等による若手捜査員の早期戦力化等により、知能犯罪に対する検挙力を維持向上させる必要がある。

## 3 暴力団犯罪を始めとする組織犯罪の徹底検挙

### (1) 推進状況

#### ア 暴力団犯罪の徹底検挙と暴力団排除活動の推進

各種法令の適用により、六代目山口組傘下組織組長や幹部らを検挙した。

また、暴力団員に対する利益の供与を行った事業者に対して暴力団排除条例に基づく指導を実施したほか、企業・団体に対する暴力団排除講習を実施するなど、地域・職域からの暴力団排除活動を推進した。

平成29年中の検挙事例 ~~~~~

- 暴力団幹部による食品衛生法違反（無許可製造、販売）事件及び石川県暴力団排除条例違反事件（5月：金沢中警察署、組織犯罪対策課）

六代目山口組傘下組織幹部(74)らは、金沢市長の許可を受けずに、金沢市内の温泉施設駐車場において菓子製造業を営んだ。

また、同幹部に対し、駐車場や電気を無償提供していた温泉施設事業者らに対して石川県暴力団排除条例に基づく指導を実施した。

- 暴力団組長らによる犯収法<sup>(注)</sup>違反（預金通帳の譲渡・譲受け）事件（6月：金沢中警察署、組織犯罪対策課）

（注）犯収法とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律をいう。

六代目山口組傘下組織組長(68)らは、同組長の元妻(44)から、預金通帳1通を不正に譲り受けた。

- 弘道会傘下組織幹部による賃借権詐欺事件（11月：金沢西警察署、組織犯罪対策課、岐阜県警察）

六代目山口組三代目弘道会傘下組織幹部(40)は、金沢市内に所在する月極駐車場の賃貸借契約に関し、暴力団員であることを秘し、暴力団排除条項が規定されている駐車場使用契約を締結し、賃借権を不正に取得した。

### イ 薬物犯罪の徹底検挙

薬物事犯の検挙人員は70人で、前年に比べ21人（23.1%）減少した。このうち、覚醒剤事犯の検挙人員は59人で、全薬物事犯の84.3%を占めている。

### 【薬物事犯の検挙状況の推移】

| 年別<br>罪種別 |      | 増減    |      |    |    |    |     |     |     |     |     |
|-----------|------|-------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|           |      | 件(人)数 | 率(%) |    |    |    |     |     |     |     |     |
| 総 数       | 検挙件数 | 83    | 75   | 77 | 83 | 76 | 107 | 111 | 119 | 153 | 104 |
|           | 検挙人員 | 57    | 58   | 53 | 56 | 61 | 71  | 81  | 81  | 91  | 70  |
| 覚醒剤       | 検挙件数 | 47    | 57   | 60 | 75 | 51 | 92  | 95  | 88  | 114 | 83  |
|           | 検挙人員 | 34    | 47   | 44 | 53 | 43 | 63  | 68  | 65  | 72  | 59  |
| 大 麻       | 検挙件数 | 24    | 15   | 12 | 6  | 18 | 12  | 7   | 11  | 26  | 12  |
|           | 検挙人員 | 19    | 9    | 7  | 2  | 16 | 7   | 6   | 6   | 16  | 8   |
| 麻薬等       | 検挙件数 | 12    | 3    | 5  | 2  | 7  | 3   | 4   | 10  | 9   | 6   |
|           | 検挙人員 | 4     | 2    | 2  | 1  | 2  | 1   | 3   | 6   | 3   | 3   |
| 指定薬物      | 検挙件数 |       |      |    |    |    |     | 5   | 10  | 4   | 3   |
|           | 検挙人員 |       |      |    |    |    |     | 4   | 4   | 0   | 0   |

### 平成29年中の検挙事例

- 覚醒剤密売人による組織的覚醒剤密売事件（5月検挙：金沢中警察署、羽咋警察署、寺井警察署、組織犯罪対策課）
 

覚醒剤密売人の男(42)らは、金沢市内等において、覚醒剤を有償で譲り渡すなど、多数の顧客に対して覚醒剤を密売した。
- 会社員による医薬品医療機器法<sup>(注)</sup>違反、麻薬及び向精神薬取締法違反及び関税法違反事件（8月検挙：小松警察署、組織犯罪対策課）
 

会社員の男(49)は、自己使用の目的で、危険ドラッグである指定薬物を所持するとともに、アメリカから航空郵便を利用して麻薬を密輸入した。

（注）医薬品医療機器法とは、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律をいう。
- 無職者による麻薬特例法<sup>(注)</sup>違反（あおり唆し）事件（11月検挙：小松警察署、組織犯罪対策課）
 

横浜市内に居住する無職の男(43)は、インターネット上の掲示板に、覚醒剤等の密売情報を投稿し、薬物犯罪を公然とあおり唆した。

（注）麻薬特例法とは、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律をいう。

### ウ 銃器犯罪の徹底検挙

拳銃押収丁数は旧軍用拳銃等9丁で、前年に比べ6丁増加した。

#### 【拳銃押収丁数の推移】

| 区分      | 年別 | 増減  |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|---------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |    | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 |
| 拳銃押収（丁） |    | 9   | 10  | 4   | 5   | 5   | 0   | 1   | 5   | 3   | 9   |

### エ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人<sup>(注)</sup>犯罪の検挙人員は21人で、前年に比べ7人（25.0%）減少した。

（注）来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

### 【来日外国人検挙状況の推移】

| 年別<br>罪種別 |      | 増減    |    |      |    |    |    |    |     |    |    |     |       |
|-----------|------|-------|----|------|----|----|----|----|-----|----|----|-----|-------|
|           |      | 件(人)数 |    | 率(%) |    |    |    |    |     |    |    |     |       |
| 総 数       | 検挙件数 | 95    | 63 | 41   | 48 | 68 | 62 | 76 | 135 | 68 | 48 | -20 | -29.4 |
|           | 検挙人員 | 74    | 61 | 40   | 46 | 20 | 27 | 39 | 39  | 28 | 21 | -7  | -25.0 |
| 刑法犯       | 検挙件数 | 47    | 41 | 19   | 35 | 32 | 42 | 55 | 121 | 56 | 41 | -15 | -26.8 |
|           | 検挙人員 | 38    | 39 | 25   | 36 | 15 | 15 | 26 | 21  | 20 | 14 | -6  | -30.0 |
| 特別法犯      | 検挙件数 | 48    | 22 | 22   | 13 | 36 | 20 | 21 | 14  | 12 | 7  | -5  | -41.7 |
|           | 検挙人員 | 36    | 22 | 15   | 10 | 5  | 12 | 13 | 18  | 8  | 7  | -1  | -12.5 |

平成29年中の検挙事例

- 中国人が経営するスナックにおける風営法違反（無許可営業）及び入管法違反（無許可活動・不法就労助長）事件（7月検挙：金沢中警察署、組織犯罪対策課）

金沢市内でスナックを経営する中国人の女(34)は、石川県公安委員会の許可を受けて、資格外活動の許可条件に違反する中国人の女(22)らに接待等をさせる風俗営業を営んだ。

### (2) 今後の課題

- ア 不透明化する暴力団組織やその関係企業等の実態解明、多様化する資金獲得犯罪の取締り、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を推進とともに、暴力団対策法及び暴力団排除条例を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を推進する必要がある。
- イ 覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用対策のため、関係機関と連携し、徹底した取締り及び積極的な広報啓発活動を推進する必要がある。
- ウ 来日外国人犯罪に的確に対応するため、情報の収集・分析等による実態解明を図るとともに、関係機関と連携し、悪質・重大な犯罪の徹底検挙、犯罪インフラ事犯の取締り等を推進する必要がある。

## 4 検挙力の強化

### (1) 推進状況

#### ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

##### (ア) 現場鑑識活動による客観的証拠資料の採取状況

現場指掌紋採取件数は2,660件で、前年に比べ156件（5.5%）減少し、現場指掌紋による確認件数<sup>(注)</sup>は280件で、前年に比べ41件（12.8%）減少した。

（注）確認件数とは、犯罪現場等から採取した指掌紋が被疑者に符合した事件数をいう。

#### 【現場指掌紋採取の推移】

| 区分 年別 | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増減   |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
|       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 件数   | 率(%)  |
| 採取件数  | 3,681 | 4,144 | 2,560 | 2,943 | 3,181 | 2,958 | 2,839 | 3,042 | 2,816 | 2,660 | -156 | -5.5  |
| 確認件数  | 119   | 201   | 172   | 265   | 286   | 320   | 333   | 355   | 321   | 280   | -41  | -12.8 |

#### (イ) 鑑識活動による検挙事件等

被害現場から採取した現場資料の採取により、強盗殺人事件の被疑者を割り出したほか、雪中足跡等から被疑者を割り出して住宅強盗未遂事件を検挙した。

また、現場に遺留された指紋等から窃盗（空き巣）事件や建造物侵入事件の被疑者を割り出して検挙に繋げた。

#### (ウ) 取組事例

各種専科生、刑事実戦塾生、新任捜査員、初任科生等に対して実戦的鑑識教養を実施したほか、鑑識課長、科学捜査研究所長等による巡回指導、機動鑑識班による地域課員等に対する鑑識教養を実施して鑑識技術・能力の底上げを図った。

また、鑑識技術等の向上を目指して鑑識業務研究発表会、現場鑑識競技会を開催し、さらに、大学特任教授を招へいしての捜査用似顔絵講習会を実施するなどして、捜査員等の技術向上を図った。

このほか、行方不明者の捜索や侵入盗現場へ嘱託警察犬を積極的に派遣し、効果を上げた。



【現場鑑識競技会の実施状況】

### イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の高度化・複雑化等に対応するため、犯罪捜査において、DNA型鑑定やプロファイリング等の科学技術を活用するとともに、新たな危険ドラッグ分析法の研究開発や防犯カメラの解析、科学捜査研究所等による捜査支援を推進するなど科学的捜査体制の強化を図った。

### ウ 新時代の刑事司法制度に対応した警察捜査の構築

裁判員裁判対象事件について、原則として取調べの全過程録音・録画を試行実施するとともに、各警察署に取調べの指導的役割を担う取調べ教養官を指定したほか、実戦的教養訓練等を行い、取調べの高度化を図った。

また、捜査に係る通信傍受の効果的な活用等のため、警察本部に通信傍受指導体制を構築した。

### エ 各種捜査情報分析支援の効果的推進

犯罪手口等の各種データ及び犯罪関連情報を総合的に分析した被疑者の割り出しや地理的プロファイリングによる拠点推定、次回犯行警戒エリア・路線等の各種捜査情報を提供するなどの捜査支援を推進した。

また、各種捜査関係基礎資料を情報分析支援システムに反映させるとともに、捜査員対象の研修会の開催等を通じて、効果的な活用について指導教養を実施した。

### オ 科学捜査の積極的推進とデータベースの活用

科学捜査研究所における鑑定資料数は、法医が1,901件で前年に比べ110件(5.5%)減少、化学が1,378件で前年に比べ207件(13.1%)減少、物理が389件で前年に比べ16件(4.0%)減少、心理が13件で前年に比べ9件(40.9%)減少、文書が49件で前年に比べ10件(25.6%)増加した。

そのうち法医鑑定におけるDNA型鑑定資料数は1,133件で、前年に比べ314件(21.7%)減少した。

また、被疑者D N A型記録や遺留D N A型記録のデータベース登録を推進とともに、重要犯罪の捜査を始めとする様々な事件の捜査において、犯人の割り出しや余罪の確認等に活用した。

#### 【法医、理化学鑑定実施状況の推移】

| 年別<br>区分 | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増 減  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 法医鑑定資料数  | 4,441 | 6,710 | 3,911 | 5,297 | 4,266 | 3,909 | 2,879 | 3,082 | 2,011 | 1,901 | -110 |
| 化学鑑定資料数  | 2,286 | 1,730 | 1,283 | 966   | 1,753 | 1,491 | 1,757 | 1,471 | 1,585 | 1,378 | -207 |
| 物理鑑定資料数  | 303   | 150   | 117   | 62    | 184   | 75    | 539   | 193   | 405   | 389   | -16  |
| 心理鑑定資料数  | 3     | 14    | 12    | 22    | 31    | 28    | 37    | 12    | 22    | 13    | -9   |
| 文書鑑定資料数  | 837   | 278   | 249   | 221   | 139   | 91    | 62    | 134   | 39    | 49    | +10  |
| 計        | 7,870 | 8,882 | 5,572 | 6,568 | 6,373 | 5,594 | 5,274 | 4,892 | 4,062 | 3,730 | -332 |

#### 【D N A型鑑定実施状況の推移】

| 年別<br>区分       | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増 減  |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| DNA型鑑定実施件数     | 272   | 356   | 298   | 282   | 207   | 201   | 398   | 420   | 274   | 200   | -74  |
| DNA型鑑定資料数      | 1,613 | 1,779 | 1,577 | 3,223 | 2,654 | 1,482 | 3,361 | 2,993 | 1,447 | 1,133 | -314 |
| DNA型データベース登録件数 | 183   | 295   | 368   | 1,020 | 1,328 | 819   | 1,269 | 1,590 | 1,629 | 942   | -687 |

#### 力 適正な検視業務の徹底

検視官の臨場率は97.5%で、前年に比べ0.2ポイント増加し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、死因を確実に究明するため、取り扱った死体に対する画像(C T)検査、薬物検査キット等による検査を積極的に実施したほか、各警察署の捜査員に対する巡回教養を実施し、実務能力の向上を図った。

#### 【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

| 年別<br>区分 | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 前年比  |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 県下の死体取扱数 | 1,302 | 1,267 | 1,362 | 1,351 | 1,360 | 1,304 | 1,253 | 1,280 | 1,235 | 1,306 | +71  |
| 検死体取扱数   | 185   | 466   | 759   | 1,072 | 1,128 | 1,116 | 1,123 | 1,222 | 1,202 | 1,273 | +71  |
| 臨場率(%)   | 14.2  | 36.8  | 55.7  | 79.3  | 82.9  | 85.6  | 89.6  | 95.5  | 97.3  | 97.5  | +0.2 |

#### (2) 今後の課題

##### ア 初動捜査における的確な客観証拠の収集及び証拠資料の適正な保管・管理の徹底

###### (ア) 客観証拠を重視した捜査の確立

否認・黙秘事件の増加等から、刑事裁判において客観証拠の重要性がますます高まっており、十分な現場臨場体制と鑑定体制の確立及び採取技術の向上に資するため、鑑識業務で使用する装備資器材等の取扱要領について周知を図るとともに、鑑識専務員及び鑑識代行員等の鑑識技能・知識の向上を目指して、実戦的な教養を含む各種教養を積極的に推進する必要がある。

また、客観証拠により事件を立証する観点から、現場指掌紋の確認件数及び確認率の向上とD N A型鑑定資料の採取及びD N A型登録を積極的に推進する必要

がある。

(イ) 採取資料の適正な保管・管理の徹底

犯罪現場から採取した資料は、紛失・滅失・混同の防止に配慮するなど、引き続き適正な保管・管理を徹底する必要がある。

**イ 犯罪の高度化・複雑化等に対応するための科学技術の活用**

近年の複雑かつ多様化する犯罪に対応するため、防犯カメラ等の映像や犯罪現場に遺留された微細・微量な検査資料の迅速かつ正確な収集・分析、鑑定に必要な各種資機材の整備・習熟、検査資料の的確な活用等に努める必要がある。

**ウ 新時代の刑事司法制度に対応した警察検査の構築**

新たな刑事司法制度等に対応するため、引き続き取調べの録音・録画の積極的な試行に取り組むほか、ロールプレイング方式を中心としたより実戦的な教養訓練を継続的に推進し、取調べの高度化を図る必要がある。

また、通信傍受指導官等を中心に検査員に対する指導教養を継続的に実施し、通信傍受の合理化・効率化への対応を図り、通信傍受の有効かつ適正な実施を推進する必要がある。

**エ 各種検査情報の分析支援の効果的推進**

プロファイリング技術の高度化及び情報分析支援システムの活用を一層推進するとともに、情報分析担当者の能力向上や検査員への教養等による人的基盤の強化を図る必要がある。

**オ 科学検査の積極的推進とデータベースの活用**

犯罪の広域化・巧妙化の進展等、検査を取り巻く環境の悪化に的確に対処していくためには、従来にも増して客観証拠の収集が必要であり、科学技術を活用した犯罪検査やデータベースの活用を図る必要がある。

**カ 適正な検視業務の徹底**

検視官が適切に現場臨場するとともに、検査員の実務能力の向上に向けた取組を継続する必要がある。

## 重点目標5 交通死亡事故等の抑止と安全で円滑な交通環境の実現

### [重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

平成28年中は、交通事故発生件数及び負傷者数が11年連続で減少し、高齢者の死者数及び高齢者が第1当事者となった交通事故の死者数が減少するなど高齢者対策にも一定の成果はみられたが、交通事故死者数は、平成27年に比べ増加したことに加え、依然として死者数全体に占める高齢者の割合が高い状況にあるほか、中学生以上の子供及び若者の死者数が増加するなど厳しい交通情勢にある。

また、平成28年7月には、第10次石川県交通安全計画が策定され、交通事故のない安全で安心な社会の実現のため、「平成32年までに交通事故死者数を40人以下、死傷者数を3,400人以下」という目標が示されたところであり、正に、交通死亡事故等の抑止に向けた新たな時代の幕開けとして、これまで以上に県民の交通事故抑止に対する機運を盛り上げ、高齢運転者を含めた高齢者対策を強化するとともに、交通事故分析に基づく交通指導取締り、交通安全教育、広報啓発等の各種交通事故抑止対策を一層強力に推進する必要がある。

さらに、交通事故の発生状況、道路整備等の交通事情の変化を的確に把握し、地域住民、道路利用者等の理解を得ながら、適切な交通規制を実施するほか、道路管理者、関係機関・団体等と連携し、交通安全施設の整備、生活道路における安全対策等を計画的に推進し、安全で円滑な交通環境を実現する必要がある。

### 総合評価

#### 1 施策の目標

- 自治体、関係機関・団体等と連携して、県民総ぐるみで交通事故抑止対策を推進するとともに、交通事情の変化を的確に把握して、安全で円滑な交通環境を実現する。

#### 2 成果

交通事故の発生件数及び負傷者数は、平成18年以降12年連続で減少した。

交通事故死者数は、統計データのある昭和31年以降最少となった。

#### 【交通事故発生件数・死傷者数・死者数・負傷者数の推移】

| 年別<br>区分 | 昭47    | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24   | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増減    |       |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|          |        |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       | 件(人)数 | 率(%)  |
| 発生件数(件)  | 8,532  | 6,769 | 6,320 | 6,037 | 5,544 | 5,156 | 4,639 | 4,074 | 3,791 | 3,541 | 3,198 | -343  | -9.7  |
| 死傷者数(人)  | 11,908 | 8,343 | 7,710 | 7,287 | 6,721 | 6,186 | 5,599 | 4,901 | 4,538 | 4,198 | 3,765 | -433  | -10.3 |
| 死者数(人)   | 183    | 56    | 54    | 64    | 44    | 44    | 61    | 55    | 46    | 48    | 34    | -14   | -29.2 |
| 負傷者数(人)  | 11,725 | 8,287 | 7,656 | 7,223 | 6,677 | 6,142 | 5,538 | 4,846 | 4,492 | 4,150 | 3,731 | -419  | -10.1 |

※ 昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

#### 3 今後の課題

交通事故死者数は過去最少となつたが、第10次石川県交通安全計画<sup>(注)</sup>に掲げられた「平成32年までに年間の交通事故死者数40人以下、死傷者数を3,400人以下」の目標を達成し、更なる減少を目指していくためには、これまで以上に県民の理解と協力を得ながら、地域社会が一丸となつたきめ細かな交通事故抑止対策を推進していく必要がある。

(注) 第10次石川県交通安全計画とは、県が交通安全対策基本法に基づき、平成28年度から平成32年度までの5年間に講すべき交通安全に対する施策の大綱を定めたものをいう。

## 重 点 推 進 事 項 の 檢 証

### **1 交通死亡事故等抑止対策の推進**

#### **(1) 推進状況**

##### **ア 改正道路交通法の円滑な施行**

道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）の趣旨・目的を踏まえ、以下の取組を的確に推進するとともに、広報啓発、予算・人員の確保等の準備を進め、関係機関・団体等と連携し、円滑な施行に努めた。

###### **(ア) 高齢運転者対策の推進**

新たに導入された75歳以上の運転者に対する臨時認知機能検査等の適切な運用を図るとともに、認知機能検査全般に関する問合せ、相談等の対応に当たり、高齢運転者及びその家族の心情に配意した対応に努めた。

認知機能検査の実施に当たっては、長年の安全運転に敬意を表し、受検者の心情に配慮しつつ、その目的や必要性について丁寧な説明がなされるよう配意した。

さらに、同じく新設された臨時高齢者講習を含む高齢者講習については、制度の趣旨に鑑み、高齢運転者の認知機能の状況に応じたきめ細かな講習を行い、個別指導等により効果が高いものとなるよう努めるとともに、分かりやすい教示や説明を行うよう努めた。

また、臨時適性検査制度について、対象者の著しい増加が見込まれたことから、臨時適性検査及び診断書提出命令（以下「臨時適性検査等」という。）を円滑に運用するため、医師会等と連携し、医師に対する新制度の周知、認知症に関する専門医の把握や体制の確保等を図るとともに、対象者に対し制度の適切な説明を行った。

加えて、高齢運転者及びその家族からの相談専用電話として高齢運転者免許サポートダイヤル（通称「四つ葉ダイヤル」）を設置するとともに、その広報啓発のために運転免許証サイズの「四つ葉カード」を作成して警察署や関係機関に配布するなど、新制度の円滑な運用に向けて相談受理体制の充実を図った。

###### **(イ) 貨物自動車に係る交通事故防止対策**

準中型自動車免許の新設に合わせて、関係省庁において、貨物自動車運転者への指導・監督の強化、教育の充実等を内容とする貨物自動車の総合安全対策を講じることとされたことから、引き続き、関係機関・団体等と連携しつつ、効果的な運転者教育の実施に努めた。

また、安全運転管理者等に対して、準中型自動車免許が新設された趣旨や内容を法定講習において教養するとともに、事業所等における若年の貨物自動車運転者対策について安全運転管理の取組が推進されるよう積極的に支援した。

さらに、高校生を始め準中型免許の取得希望者に対する新制度の周知に配意するとともに、新制度の趣旨や内容の幅広い広報啓発、運転者教育等に従事する警察職員等に対する指導・教養の徹底等を行い、準中型自動車等に係る交通事故や無免許運転の防止を図った。

## イ 交通事故分析の高度化及び分析の成果を活用した効果的な交通安全対策の推進

G I S<sup>(注)</sup>等を活用して、交通事故発生状況を詳細に分析するとともに事故実態の可視化を図り、パトカー、白バイ等による「見える・見せる」活動や、自治体、関係機関・団体等と連携した街頭活動等、各種交通事故抑止対策を推進した。

(注) G I S (Geographic Information System) とは、統計情報等様々な情報を地図に表示し、分析・解析を円滑に行う仕組みをいう。

### 平成29年中の交通事故の主な特徴

- |                       |     |        |          |
|-----------------------|-----|--------|----------|
| ○ 高齢者(65歳以上)の死者の割合が高い | 22人 | 前年比-6人 | 構成率64.7% |
| ○ 夜間(日没～日の出)の事故が多い    | 21人 | 前年比+3人 | 構成率61.8% |
| ○ 歩行中の事故が多い           | 17人 | 前年比+3人 | 構成率50.0% |

## ウ 高齢者の交通事故防止対策の推進

高齢歩行者に対しては、家庭訪問や街頭におけるキャンペーン等を通じて、歩行者の靴等に反射材を直接貼付するなど啓発活動を推進したほか、関係機関・団体等と連携し、交通事故に遭うおそれのある高齢者を発見した際に保護・誘導等を行う「呼び掛ける」活動を推進した。

また、高齢運転者に対しては、ドライブレコーダー等の機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、自動車販売店等と連携して安全運転サポート車<sup>(注)</sup>の普及啓発に努めた。

(注) 安全運転サポート車とは、自動ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全技術が搭載された自動車をいう。

### 【高齢者の交通事故死者数等の推移】

| 区分                           | 年別 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      | 増減  |       |
|------------------------------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-------|
|                              |    | 平20  | 平21  | 平22  | 平23  | 平24  | 平25  | 平26  | 平27  | 平28  | 平29  | 人數  | 率(%)  |
| 交通事故死者数(人)                   |    | 56   | 54   | 64   | 44   | 44   | 61   | 55   | 46   | 48   | 34   | -14 | -29.2 |
| 高齢者の交通事故死者数(人)               |    | 32   | 21   | 40   | 25   | 32   | 34   | 35   | 33   | 28   | 22   | -6  | -21.4 |
| 交通事故死者数全体に占める高齢者の割合 [県内] (%) |    | 57.1 | 38.9 | 62.5 | 56.8 | 72.7 | 55.7 | 63.6 | 71.7 | 58.3 | 64.7 | —   | —     |
| 交通事故死者数全体に占める高齢者の割合 [全国] (%) |    | 48.4 | 49.9 | 50.3 | 49.2 | 51.4 | 52.6 | 53.3 | 54.6 | 54.8 | 54.7 | —   | —     |

## エ 良好的な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

- (ア) 道路管理者等と連携し、ネットワーク性と安全性を確保した自転車の走行空間を整備するなど自転車通行環境の確立に努めた。
- (イ) 学校、教育委員会等と連携し、自転車ルール・マナー検定、スタントマン等を活用した交通安全教室、高校生交通安全フォーラム等を通じて、自転車の交通ルールの周知に努めたほか、児童及びその保護者はもとより、広く自転車利用者にヘルメット着用を促すなどの交通安全教育を推進した。
- (ウ) 自転車の安全利用促進を図るため、関係機関・団体等と連携し、子供及び高齢者を対象とした自転車大会を開催したほか、車両運転者としての規範意識の醸成に向けた広報啓発活動を推進した。
- (エ) 毎月10、20、30日を自転車街頭指導の強化日に指定し、自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、悪質、危険な違反者に対する指導警告活動を推進した。

### 【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

| 年別<br>区分 | 平20   | 平21   | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減    |       |
|----------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
|          |       |       |     |     |     |     |     |     |     |     | 件(人)数 | 率(%)  |
| 発生件数(件)  | 1,159 | 1,028 | 905 | 737 | 660 | 576 | 562 | 473 | 475 | 396 | -79   | -16.6 |
| 死 者 数(人) | 9     | 8     | 10  | 5   | 5   | 8   | 8   | 6   | 9   | 3   | -6    | -66.7 |
| 負傷者数(人)  | 1,162 | 1,030 | 902 | 736 | 659 | 568 | 558 | 466 | 464 | 388 | -76   | -16.4 |

### 【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

| 年 別       | 平20    | 平21    | 平22    | 平23    | 平24    | 平25    | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増減    |       |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|           |        |        |        |        |        |        |       |       |       |       | 件(人)数 | 率(%)  |
| 指導警告件数(件) | 29,306 | 27,310 | 22,739 | 18,917 | 20,504 | 12,047 | 6,387 | 5,163 | 4,364 | 3,712 | -652  | -14.9 |

## オ 交通安全教育等の推進

### (ア) 歩行者等の交通事故を防止するための交通安全教育等の推進

幼児に対しては、幼稚園・保育所等と連携・協力し、視聴覚教材を活用するなど、基本的な交通ルールや安全知識等の習得が進むよう努めるとともに、児童に対しては、小学校等と連携を図りながら、交通の状況に応じて安全に道路を通行する意識及び能力を高めるための交通安全教育等を推進した。

また、運転者に対しては、歩行者等に対する保護意識を高めるため、その交通行動上の特性について理解を深める交通安全教育を実施した。

さらに、薄暮時間帯や夜間の交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携して「ライトアップいしかわ運動」を推進し、早めのライト点灯や上向き点灯とこまめな切り替えについて広報啓発を図ったほか、10月には「歩行者事故防止運動」を展開して交通安全意識の高揚に努めた。

### (イ) 飲酒運転に係る県民の規範意識の確立

飲酒運転の悪質性・危険性を周知する交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、地域や職域における石川版ハンドルキーパー運動<sup>(注)</sup>の普及啓発に努めるなど、飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の確立を図った。

(注)石川版ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、飲酒しない人（ハンドルキーパー）を決め、同人が飲酒した仲間を安全に自宅や最寄りの駅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動をいう（平成19年4月から実施）。

### (ウ) 被害軽減対策の推進

後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用が徹底されるよう、関係団体・事業所に協力依頼を実施したほか、交通安全教育及び広報啓発活動を推進した。

### (エ) 交通事故実態に関する情報発信及び関係団体等に対する支援

交通事故情報を積極的に提供・発信するほか、関係団体等に対して、交通安全教育に係る指導者の育成及び活動への支援に努めた。

## カ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

### (ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

交通事故分析に基づく、いわゆるP D C Aサイクル（計画、実行、検証、反映）に則り、交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを実施したほか、パトカーの赤色灯等を活用した警戒・街頭活動の強化に加え、事故被害軽減のため、シートベルト等に係る指導取締りを推進した。

【シートベルト装着義務違反及びチャイルドシート使用義務違反取締り件数の推移】

| 年別<br>違反種別 | 平20    | 平21    | 平22    | 平23    | 平24    | 平25    | 平26    | 平27    | 平28    | 平29    | 増減     |       |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|            |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 件数     | 率(%)  |
| シートベルト     | 39,675 | 39,083 | 32,765 | 33,021 | 33,268 | 33,221 | 28,497 | 23,504 | 22,616 | 17,085 | -5,531 | -24.5 |
| うち後部座席     |        |        | 5      | 429    | 1,901  | 792    | 680    | 1,169  | 1,828  | 2,141  | +313   | +17.1 |
| チャイルドシート   | 119    | 213    | 451    | 935    | 1,274  | 2,016  | 2,064  | 2,202  | 2,542  | 2,412  | -130   | -5.1  |

(イ) 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転根絶に向け、飲酒の機会が多い時期に飲酒運転取締り強化期間を設け取締りを強化するとともに、運転者のみならず、飲酒運転周辺三罪<sup>(注1)</sup>、過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪等<sup>(注2)</sup>に対する捜査の徹底を図った。

【飲酒周辺三罪及びアルコール等影響発覚免脱罪の検挙状況の推移】

| 年別<br>違反種別 | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減 |        |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|--------|
|            |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 件数 | 率(%)   |
| 車両等提供罪     | 1   | 1   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | ±0 | -      |
| 酒類提供罪      | 0   | 0   | 1   | 0   | 0   | 0   | 1   | 1   | 1   | 2   | +1 | +100.0 |
| 同乗罪        | 3   | 1   | 0   | 3   | 9   | 2   | 5   | 3   | 4   | 5   | +1 | +25.0  |
| 免脱罪        |     |     |     |     |     |     | 0   | 3   | 2   | 6   | +4 | +200.0 |

【飲酒運転による交通事故の推移】

| 年別<br>違反種別 | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減    |      |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|------|
|            |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 件(人)数 | 率(%) |
| 発生件数(件)    | 49  | 58  | 42  | 30  | 26  | 29  | 34  | 26  | 24  | 24  | ±0    | -    |
| 死者数(人)     | 0   | 4   | 3   | 2   | 0   | 0   | 1   | 1   | 2   | 2   | ±0    | -    |
| 負傷者数(人)    | 68  | 78  | 56  | 41  | 37  | 37  | 44  | 35  | 29  | 31  | +2    | +6.9 |

(注1)飲酒運転周辺三罪とは、車両等提供罪（飲酒運転のおそれのある者に車両等を提供）、酒類提供罪（飲酒運転のおそれのある者に酒類を提供）、同乗罪（要求・依頼して飲酒運転車両に同乗）をいう。

(注2)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪とは、アルコール等の影響で、運転上必要な注意を怠り死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、追い飲みやアルコール等の濃度を減少させる行為をいう。

(ウ) 無免許運転の罰則強化等を踏まえた取締りの強化

無免許運転に対する取締りに加え、車両提供者や同乗者等の無免許運転周辺者に対する捜査の徹底に努めた。

**キ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び組織的な被害者支援の推進**

(ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

客観証拠に基づく科学的な交通事故事件捜査を推進するとともに、重大事故発生時には、警察本部が的確な指揮を行い、適正かつ綿密な初動捜査を推進した。

~~~~~ 平成29年中の検挙事例 ~~~~~~

○ 自転車女性に対する重体ひき逃げ事故（2月：大聖寺警察署、交通指導課）

被疑者（26）は、自転車を運転中の女性に追突し、同人に意識不明となる傷害を負わせたにもかかわらず現場から逃走したものであり、現場遺留品から被疑車両の車種を特定し、発見・検挙した。

- 自転車児童に対する重傷ひき逃げ事故（5月：白山警察署、交通指導課）

被疑者（48）は、自転車を運転して道路を横断中の小学生女兒を跳ね、同人に重傷を負わせたにもかかわらず、無免許運転の発覚を恐れて現場から逃走したものであり、現場遺留部品及び防犯カメラ映像から被疑車両の車種を特定し、発見・検挙した。
- 少年4人による共同危険行為等禁止違反事件（8月：金沢中・金沢東・金沢西警察署、交通指導課）

高校生1人と有職少年3人（うち1人は無免許）は、バイク4台で、広がり・蛇行・騒音等の暴走行為を行ったものであり、ドライブレコーダーの映像を基に、全員を共同危険行為等禁止違反で検挙した。

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

| 年別
区分 | | 増減 | | | | | | | | | |
|----------|----|----|--------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | 件数 | 率(%) | | | | | | | | |
| 死亡 | 発生 | 0 | - | 1 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 検挙 | 0 | - | 1 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 重傷 | 発生 | 6 | +100.0 | 4 | 6 | 7 | 7 | 7 | 3 | 5 | 6 |
| | 検挙 | 5 | +150.0 | 4 | 4 | 7 | 6 | 5 | 1 | 5 | 5 |
| 軽傷 | 発生 | 41 | -29.0 | 26 | 19 | 15 | 16 | 27 | 19 | 31 | 22 |
| | 検挙 | 27 | -22.2 | 21 | 17 | 10 | 13 | 22 | 18 | 18 | 14 |
| 合計 | 発生 | 47 | -17.6 | 31 | 26 | 26 | 23 | 35 | 23 | 36 | 28 |
| | 検挙 | 32 | -5.0 | 26 | 22 | 21 | 19 | 28 | 20 | 27 | 19 |

(イ) 組織的な被害者支援の推進

被害者等の心情やニーズを的確に踏まえた支援の徹底を図ったほか、重大事故発生時には、組織的な被害者支援を実施した。

ク 総合的な暴走族等対策の推進

暴走族取締体制を構築して取締りを徹底し、共同危険行為を検挙するとともに、関係機関・団体等と連携して、暴走族への加入阻止、車両の不正改造防止対策等を推進した。

ケ 悪質・危険運転者に係る的確な行政処分等の推進

(ア) 常習飲酒運転者対策の推進

関係機関等と連携し、アルコール依存症に対する相談先の教示等、常習飲酒運転者対策を推進したほか、飲酒取消講習（49回124人）及び停止処分者講習における飲酒学級（19回25人）を実施した。

(イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進

重大な交通事故を起こした運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分に要する期間の短縮に努めたほか、運転免許の仮停止制度^(注)の積極的運用及び行政処分の長期未執行者に対する処分執行を推進した。

(注) 仮停止制度とは、一定の悪質重大な交通事故を起こした者について、発生場所を管轄する警察署長が交通事故を起こした日から起算して30日間、運転免許の効力を停止する制度（道交法103条の2）をいう。

(ウ) 的確な臨時適性検査等の実施

認知症等、運転に支障を生じさせるおそれのある一定の病気等が疑われる者に対する臨時適性検査等を的確に実施した。

【行政処分執行状況の推移】

| 区分 | 年別 | | | | | | | | | | | 増減 | | |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 件数 | 率(%) | |
| (件) | 取消処分 | 違反・事故 | 247 | 296 | 373 | 301 | 249 | 261 | 245 | 296 | 275 | 252 | -23 | -8.4 |
| | | 一定の病気 | 11 | 15 | 9 | 9 | 26 | 29 | 65 | 86 | 108 | 95 | -13 | -12.0 |
| | | その他 | 15 | 11 | 9 | 4 | 4 | 1 | 8 | 5 | 7 | 5 | -2 | -28.6 |
| (件) | 停止処分 | 違反・事故 | 4,619 | 4,021 | 3,987 | 3,726 | 3,047 | 2,607 | 2,507 | 2,452 | 2,261 | 2,047 | -214 | -9.5 |
| | | 一定の病気 | 13 | 9 | 14 | 11 | 16 | 23 | 43 | 80 | 92 | 94 | +2 | +2.2 |
| | | その他 | 11 | 15 | 12 | 21 | 14 | 7 | 6 | 7 | 15 | 7 | -8 | -53.3 |

注：「その他」は、点数制度によらない処分（道路外致死傷、危険性帶有、重大違反唆し等）

コ 運転適性相談等の的確な実施

(ア) 運転適性相談の実施体制の充実等

運転適性相談窓口を周知するため、運転免許の更新窓口等に案内広報を掲示したほか、県警ウェブサイトでも情報発信し、運転適性相談を的確に推進した。

(イ) プライバシー等に配意した個別聴取の実施

症状申告及び運転適性相談者への対応には、個室を利用するなどプライバシーの保護に配意した個別聴取に努めた。

サ 申請者等の立場に応じた的確な運転者施策の推進

(ア) 免許関係申請等の利便性の向上等

運転免許証の自主返納について、代理人による申請の受理を開始するなど申請者の利便性向上等を図ったほか、免許手続の簡素化、合理化に努めた。

(イ) 運転者教育の充実

更新時講習等において受講者の特性に応じた講習を実施したほか、指定自動車教習所、指定講習機関等に対する指導監督に努めた。

(ウ) 外国人運転者対策の推進

外国運転免許証に係る運転免許試験の一部免除制度の適切な運用に努めた。

(エ) 県民負担の軽減に向けた取組の推進

各種免許関係事務の委託契約等に関して、競争性を確保しながら契約するなど県民負担の軽減や教本の内容の充実を図った。

(オ) 聴覚障害者に配慮した取組の推進

聴覚障害者が運転可能な車種等に関する制度について広報啓発に努めた。

シ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

交通関係団体及び交通関連事業者との連携・指導を強化し、交通の安全と円滑に資する活動を適正かつ積極的に実施した。

(2) 今後の課題

交通死亡事故を抑止して安全な交通社会を実現するには、超高齢社会を見据えた個々の特性に応じた交通安全教育や交通事故分析に基づく交通指導取締りなど、従来の取組を進化させつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな交通事故抑止対策を強化とともに、県民の理解と協力を得て、社会一丸となった交通安全対策を講じていく必要

がある。

2 安全で円滑な交通環境の実現

(1) 推進状況

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の社会資本整備重点計画^(注)に基づき、交通安全施設等整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進し、老朽化した施設等の維持管理・更新等に努めた。

(注)社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律で定めて推進している計画であり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進、道路交通環境の更なる改善等

道路整備、地域開発等による交通事情の変化を的確に把握し、交通事故の発生状況を勘案した上で、地域住民や道路利用者の意見を踏まえ、最高速度、信号制御等の交通規制の見直しを実施した。

ウ 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進

ゾーン30^(注)を整備するとともに、その他の生活道路においても、一時停止規制、信号灯器のLED化等を推進したほか、通学路については、自治体、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関と連携し、歩行者や自転車利用者の安全確保を図った。

(注)ゾーン30とは、生活道路において歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし、区域（ゾーン）を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

【信号灯器LED化の推進状況】

| 年度別
区分 | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 信号機総基数 | 2,230 | 2,257 | 2,274 | 2,290 | 2,312 | 2,326 | 2,338 | 2,351 | 2,359 | 2,363 |
| うち LED化整備数 | 73 | 89 | 99 | 93 | 120 | 112 | 55 | 106 | 57 | 60 |
| LED化整備総数 | 279 | 368 | 467 | 560 | 680 | 792 | 847 | 953 | 1,010 | 1,070 |
| LED化率(%) | 12.5 | 16.3 | 20.5 | 24.5 | 29.4 | 34.0 | 36.2 | 40.5 | 42.8 | 45.3 |

エ 高度道路交通システム（ITS^(注1)）の推進

交通管理のため、現場急行支援システム（F A S T^(注2)）、公共車両優先システム（P T P S^(注3)）等を効果的に運用するとともに、臨時交通規制情報の提供等、的確な交通情報の収集・提供を推進した。

(注1) ITS（Intelligent Transport Systems）とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組をいう。

(注2) F A S T（Fast Emergency Vehicle Preemption Systems）とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

(注3) P T P S（Public Transportation Priority Systems）とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、定時運行を確保できるように、青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものをいう。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るために、交通状況に応じた信号運用、交通

規制の改善等のほか、エコドライブの広報啓発活動を推進した。

カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性及び迷惑性の高い駐車違反に重点を指向した取締りを推進とともに、駐車監視員による放置車両確認事務の適切かつ円滑な運用及び悪質な使用者に対する責任追及を行ったほか、道路管理者、住民等と連携し、駐車規制の新設、廃止等の見直しを推進した。

【駐車違反取締り件数の推移】

| 年別 | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減 | |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | | | | | | | | | | | 件数 | 率(%) |
| 駐車違反(件) | 4,072 | 4,268 | 4,515 | 4,159 | 3,703 | 2,475 | 2,351 | 2,455 | 2,036 | 1,824 | -212 | -10.4 |

【放置違反金差押え滞納処分の推移】

| 年度別 | 平25 | | 平26 | | 平27 | | 平28 | | 平29 | | |
|-------|------------|---------|----------|---------|----------|--------|---------|---------|----------|---------|----------|
| 件数(件) | 人数(人) | 8 | 7 | 6 | 6 | 2 | 2 | 6 | 6 | 8 | 8 |
| 金額(円) | 延滞金(内数)(円) | 184,100 | (55,100) | 129,100 | (39,100) | 38,100 | (8,100) | 152,100 | (56,100) | 166,000 | (43,000) |

キ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

関係機関と緊密に連携し、緊急交通路の指定や緊急通行車両確認標章の交付等実践的訓練を実施した。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時における安全で円滑な交通を確保するため、老朽化した自動起動型信号機電源附加装置^(注1)を更新したほか、同装置と同等の機能を有する可搬型発動発電機^(注2)を増強した。

(注1) 自動起動型信号機電源附加装置とは、停電検出時に発動発電機を自動的に起動し、交通信号機等へ応急的に電源を供給するものをいう。

(注2) 可搬型発動発電機とは、持ち運び可能な非常用発電装置で、災害時や停電時に応急的に電源を供給するものをいう。

ク 高速道路における諸対策の推進

道路管理者と連携し、交通死亡事故等の事故実態に即した交通事故危険箇所の安全対策を推進したほか、積載物の落下や危険運転の防止等、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動を推進した。

(2) 今後の課題

安全で円滑な交通環境を実現するため、交通事故の発生状況や道路整備等の交通事情の変化を的確に把握し、地域住民等の理解及び道路管理者との連携の下、国道、主要地方道等の最高速度等の交通規制の見直しを行うとともに、自転車通行環境の整備、ゾーン30等の生活道路における安全対策、老朽化施設の更新を含めた交通安全施設の整備等を計画的に推進する必要がある。

重点目標6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進

[重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

世界各地において、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等が発生していることから、今後も邦人がテロ等の被害に遭うことが懸念される。

近年、ISIL（いわゆる「イスラム国」）等が我が国や邦人をテロの標的として名指ししており、これらテロ組織に共鳴する者が日本国内にも存在している。

また、殺人や爆弾テロ未遂等の罪で国際手配されていた者が、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実等が判明するなど、これらの事情を鑑みれば、我が国に対するテロの脅威は正に現実のものとなっているといえる。

国内においては、平和安全法制や原子力発電所の運転再開等の政権が進める諸施策や、領土問題等の各種社会問題を捉え、国内外の諸勢力が抗議行動等を活発化させており、これらに伴う違法行為も発生しているほか、多数の機関・団体等においてサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生している。

さらに、我が国の周辺では、北朝鮮が弾道ミサイルの発射や核実験を繰り返しているほか、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化し、我が国の領海に侵入する事案が度々発生するなど、緊迫した事態が続いている。

このように、我が国の治安や安全保障に対する脅威はますます多様化していることから、テロ等重大事案を未然に防止するため、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催も見据え、引き続き関連情報の収集・分析や違法行為の取締り、重要施設やソフトターゲットの警戒警備等の諸対策を推進するとともに、平成29年は、県内において「第28回全国「みどりの愛護」のつどい」が開催されることから、これに伴う大規模警備にも万全を期す必要がある。

また、平成28年も、全国各地において地震や豪雨等による大規模災害が発生していることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、各種計画や関係規程の見直し等、危機管理体制を再構築するための組織横断的な取組を行うとともに、災害等への対処能力の向上を図るため、自治体等関係機関・団体との合同訓練を実施し、各種装備資機材の整備を進めるなど、自然災害を始めとする緊急事態への対応に万全を期す必要がある。

総合評価

1 施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威に対応するとともに、自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

- (1) 多様化する脅威に的確に対応するため、テロ等につながる情報の収集・分析、原子力発電所等の重要施設に対する警戒警備、不特定多数の人が集まる大規模集客施設等のソフトターゲットへの対策等、テロの未然防止に向けた諸対策を推進したほか、各種部隊が実戦的訓練等を繰り返し実施し、事態対処能力の向上を図った。

- (2) 平成29年6月、県内において開催された、第28回全国「みどりの愛護」のつどいにおいて、関係機関・団体と緊密に連携して事前対策を推進するとともに、適切な部隊活動により、警衛警備を完遂した。
- (3) 非常参集訓練を含む石川県警察本部大震災初動対応訓練の実施や、自治体等の関係機関・団体と連携した石川県防災総合訓練への参加等を通じ、自然災害等の発生における初動体制の確立や対処能力の向上を図った。

3 今後の課題

- (1) 近年、世界各地でテロが発生するなど、我が国に対するテロの脅威が正に現実のものとなっている中、我が国では2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、その前年にはG20サミット及びラグビーワールドカップ2019が開催される予定であり、これらの機会を狙った国際テロへの対策に万全を期す必要がある。
- (2) 重要インフラの基幹システムを機能不全に陥れ、社会の機能を麻痺させるサイバーテロや、情報通信技術を用いて政府機関や先端技術を有する企業から機密情報を窃取するサイバーインテリジェンス（サイバーエスピオナージ）が世界的規模で頻発するなど、サイバー空間における脅威が深刻化していることから、民間事業者等と連携したサイバー攻撃の実態解明や被害の未然・拡大防止を図るとともに、新たな情勢に対処するための対策を推進する必要がある。
- (3) 自然災害等の緊急事態に備え、今後も訓練結果の検証や組織横断的な検討を踏まえて各種計画を不斷に見直していくほか、自治体等の関係機関・団体と緊密に連携し、予想される災害を想定した実戦的訓練を繰り返し行って対処能力の更なる向上を図るなど、危機管理体制の充実強化に向けた諸対策を推進する必要がある。

重 点 推 進 事 項 の 檢 証

1 多様化する脅威への対応

(1) 推進状況

ア 情報収集・分析の強化と違法行為の取締りの推進

- (ア) 治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種警備実施や重要施設の警戒警備を徹底した。
- (イ) 北朝鮮による拉致容疑事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、捜査・調査を推進したほか、不法滞在関連事犯の取締り及び不正輸出対策を推進した。

~~~~~ 平成29年中の検挙事例 ~~~~~~

○ 大量破壊兵器等の開発・製造に使用されるおそれのある炭素繊維製造装置の一部を中国向けに不正輸出した外為法<sup>(注)</sup>違反（無許可輸出）事件（3月検挙：石川（公安課、白山署）・広島・愛知合同捜査本部）

会社役員の男(58)らは、大量破壊兵器等の開発に転用可能な貨物として外為法で輸出が規制されている炭素繊維製造装置の部分品である炉体を、経済産業大臣の許可を受けないで、神戸港から中国に輸出した。

(注)外為法とは、外国為替及び外国貿易法をいう。

##### イ 官民一体となったテロ対策の推進

- (ア) 爆発物の原料となり得る化学物質を取り扱う事業者、学校等を個別訪問し、管

理強化の要請や不審情報の提供依頼等を行った。また、テロリストが利用する可能性がある旅館やインターネットカフェ、賃貸マンション等を営む事業者に対して本人確認の徹底を依頼するなど、官民が連携して爆弾テロ等違法行為の未然防止のための各種取組を推進した。

- (イ) 大規模集客施設やイベント会場等のソフトターゲットにつき、施設管理者等に対して自主警備の強化を要請するとともに、制服警察官やパトカー等による「見せる警戒」を実施するなど、テロの未然防止に向けた対策を推進した。
- (ウ) 深刻化するサイバー空間の脅威に対応するため、民間事業者等に対する個別訪問やサイバーテロ対策協議会を通じた情報提供等を実施するなど、官民の連携を強化し、サイバー攻撃による被害の未然防止・拡大防止及び事案発生時における対処能力の向上を図った。

#### ウ 精強な警備部隊等による警戒警備の徹底

厳しいテロ情勢を踏まえ、志賀原子力発電所や空港等の重要施設、JR金沢駅等の公共交通機関における警戒警備を強化したほか、関係機関と連携し、不法侵入事案やテロリストの密入国を想定した実戦的訓練を行い、事案対処能力の向上を図った。



【金沢港における密入国対処訓練】

#### (2) 今後の課題

国内外の情勢を正確に把握するため、治安に影響を及ぼすおそれのある様々な事象について、幅広い情報収集・分析を行うとともに、各種違法行為の取締りや重要施設の警戒警備、関係機関・団体と連携した訓練等、テロ等の未然防止に向けた諸対策を推進し、多様化する脅威に的確に対応していく必要がある。

### 2 緊急事態対策の推進

#### (1) 推進状況

##### ア 災害に係る危機管理体制の充実強化

東日本大震災の反省・教訓を踏まえて策定した規程や各種計画につき、災害等の発生時に真に機能するよう、引き続き検証と必要な改善に努めるなど、危機管理体制の点検及び構築を持続的に推進し、その充実強化を図った。

##### イ 関係機関・団体との連携強化

平素から自治体等の関係機関・団体と緊密に連携し、災害危険箇所等必要な情報の共有を図るとともに、合同訓練の実施や防災訓練等への参加を通じて連絡体制の確立に努めるなど、協力関係の強化に向けた諸対策を継続的に推進した。

##### ウ 緊急事態における対処能力の向上

自然災害等の緊急事態に迅速・的確に対応できるよう、警察職員に対する指導教養を徹底し、危機管理意識の更なる醸成を図るとともに、初動体制の確立に重点を置いた初動対応訓練や、災害用装備資機材の取扱習熟訓練、救出救助訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を繰り返し行い、対処能力の向上を図った。



【埋没車両からの救出救助訓練】

## (2) 今後の課題

- ア 全国各地で地震や豪雨等による大規模な自然災害が発生しており、当県においても、その発生が懸念されることから、災害等の緊急事態への対応に万全を期すため、各種計画やマニュアル等を不斷に見直していく必要がある。
- イ 自治体等の関係機関・団体との連携を更に強化するとともに、警察職員に対する教養・訓練を繰り返し行い、危機管理意識の醸成及び対処能力の更なる向上を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

## 重点目標7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

### [重点目標の設定に至る背景と施策の方向性]

警察業務が広範なものとなっており、県民の多様なニーズに応えるためには、業務の合理化・実質化や戦略的な人員の再配置等により、限られた人員を最大限に運用しながら、社会情勢の変化に即した警察活動を展開する必要がある。

また、大量退職・大量採用が続く中、警察の組織力を強化するためには、真に警察官にふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の早期戦力化を図り、職務執行力を強化する必要がある。

加えて、「県民の安全安心の確保」という県民から負託された責務を全うするため、職員が高い士気と厳正な規律を保持し、適正に業務を推進することはもとより、警察安全相談や苦情への適切な対応、きめ細かな被害者支援活動等、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

### 総合評価

#### 1 施策の目標

- 組織的・人的・施設的基盤を充実させることにより、警察力を総合的に強化する。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

#### 2 成果

##### (1) 警察力の充実強化

人身安全関連事案対策の強化、特殊詐欺対策の強化及び我が国を取り巻く国際情勢の変化に対応するための事案対処能力の強化を図るべく、平成29年度は全国で地方警察官886人が増員され、このうち当県は8人が増員されたことから、生活安全企画課に2人、捜査第一課に1人、公安課に2人、警察署に3人をそれぞれ増員配置した。  
(平成29年4月配置)

##### (2) 高い規律と士気を有する職場環境の確立

警察職員が日々職務に当たっている真の姿を県民に伝えるべく、被疑者の逮捕や街頭活動、各種キャンペーン等について、幅広く積極的な広報を推進した。

また、警察職員の健康を増進し職場環境の改善を図るために、ストレスチェックの実施や生活習慣改善に関する研修会の開催等、各種健康管理対策を推進した。

##### (3) 県民の立場に立った警察活動の推進

複雑多岐にわたる警察安全相談への的確に対応するため、警察安全相談を担当する職員を対象とした研修会を実施したほか、関係機関との連携を強化するため、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催した。

また、自治体等関係機関及び民間団体と連携したきめ細かな被害者支援活動を推進した。

#### 3 今後の課題

警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進のため、近年一貫して取り組んできた業務の合理化・実質化とこれによる職員の仕事と生活の調和の実現、優秀な人材の確保等の取組を確実に継続しつつ、社会情勢の急速な変化に伴って絶えず生ずる新たな治安課題への的確に対応できるよう、着実に施策を進化させる必要がある。

## 重 点 推 進 事 項 の 檢 証

### 1 警察力の充実強化

#### (1) 推進状況

##### ア 警察機能の最大限の發揮に向けた組織運営の推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、更なる業務の合理化・実質化の推進や戦略的な人員の再配置等により、第一線の職員がその能力を最大限発揮できる環境を整えるとともに、各種治安課題への的確に対処すべく、限られた人員の効果的な運用に努めた。

##### イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

多様な人材を確保するため、採用試験において身体の基準を廃止したほか、警察施設を巡るバスターミナル型の就職説明会やインターンシップ等を行い、採用募集活動を推進した。

また、若手警察官60人を採用アドバイザー<sup>(注)</sup>に指定したほか、SNS等を活用した情報提供を行い、警察官のやりがいや魅力について積極的な広報を実施した。

(注)採用アドバイザーとは、出身大学、高校等の恩師及び就職担当者への働き掛けや、後輩への受験勧奨並びに就職説明会への参加を通じて採用募集活動を行う者をいう。

#### 【採用試験受験状況の推移】

| 区分   | 年別   | 平20  |      | 平21  | 平22 | 平23 | 特別募集 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 特別募集 | 平28 | 平29 |
|------|------|------|------|------|-----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-----|
|      |      | 特別募集 | 採用者数 |      |     |     |      |     |     |     |     |      |     |     |
| 警察官A | 受験者  | 403  | 114  | 474  | 556 | 476 | 134  | 387 | 337 | 276 | 311 | 51   | 279 | 274 |
|      | 合格者  | 82   | 14   | 60   | 73  | 75  | 16   | 65  | 77  | 80  | 76  | 6    | 89  | 58  |
|      | 合格倍率 | 4.9  | 8.1  | 7.9  | 7.6 | 6.3 | 8.4  | 6.0 | 4.4 | 3.5 | 4.1 | 8.5  | 3.1 | 4.7 |
| 警察官B | 受験者  | 237  | -    | 235  | 226 | 198 | -    | 179 | 212 | 174 | 173 | 62   | 200 | 146 |
|      | 合格者  | 27   | -    | 22   | 23  | 27  | -    | 27  | 43  | 34  | 46  | 8    | 37  | 36  |
|      | 合格倍率 | 8.8  | -    | 10.7 | 9.8 | 7.3 | -    | 6.6 | 4.9 | 5.1 | 3.8 | 7.8  | 5.4 | 4.1 |
| 合計   | 受験者  | 640  | 114  | 709  | 782 | 674 | 134  | 566 | 549 | 450 | 484 | 113  | 479 | 420 |
|      | 合格者  | 109  | 14   | 82   | 96  | 102 | 16   | 92  | 120 | 114 | 122 | 14   | 126 | 94  |
|      | 合格倍率 | 5.9  | 8.1  | 8.6  | 8.1 | 6.6 | 8.4  | 6.2 | 4.6 | 3.9 | 4.0 | 8.1  | 3.8 | 4.5 |
| 採用者数 |      | 91   | 13   | 73   | 83  | 81  | 16   | 78  | 105 | 101 | 99  | 13   | 113 | 75  |

##### ウ 適正な人事評価の推進

公正かつ的確な人事評価による適正な人事管理を推進し、組織全体の士気高揚を図った。

##### エ 若手警察官の早期戦力化

実戦的総合訓練、技能指導官等による伝承教養や公務中の交通事故防止対策等を計画的に推進し、現場執行力の強化を図った。

また、若手警察官の教養担当者に対して指導員研修会等を開催し、指導力の向上を図った。

##### オ 幹部の指導力・指揮能力の向上

幹部としての資質の向上や指導力・指揮能力の向上を図るため、各警察署当直主任による当直指揮訓練、昇任予定者の捜査実務研修、幹部職員の企業派遣研修、有識者による文化講座等を実施した。

##### カ 現場執行力の強化に向けた計画的な術科訓練の推進

気力・体力・胆力を兼ね備えた精強な警察官を育成するため、年齢区分による年間訓練目標回数や昇段目標を設定するなど、術科訓練を組織的・計画的に推進し、心身の鍛錬に努めた。

##### キ 誇りと使命感を育む職務倫理教養の推進

全職員が、職務倫理の基本を自らの行動原理として実践できるよう、教養資料「初

心不可忘」を活用した教養や原点回帰教養を実施し、高い倫理観の醸成を図った。

#### ク ワークライフバランスの推進

男女を問わず、勤務に制約がある職員を含む全ての職員が能力を十分に発揮できる職場環境を実現するため、ワークライフバランスの実現に向けた取組を推進するとともに、女性警察官の採用・人材登用や女性職員に対するキャリア形成支援を行うなど女性の活躍に向けた取組を推進した。

#### ケ 警察施設の計画的整備

警察活動拠点である警察署、交番等の警察施設の計画的整備充実を図った。

- 能美警察署庁舎建設（平成30年秋完成予定）
- 金沢西警察署大徳交番建設（平成30年2月完成）
- 白山警察署鳥越駐在所リノベーション（平成29年12月完成）
- 小松警察署明峰交番建設（平成29年7月完成）

#### コ 車両・装備資機材の着実な整備充実

現場執行力の強化を図るため、耐刃防護衣等の受傷事故防止用資機材やテロ対策用資機材及び災害対策用資機材を整備したほか、警察車両の更新整備を推進した。

#### サ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

新たな情報セキュリティの脅威に対応するため、社会情勢の変化に対応した情報セキュリティポリシーの改正を行った。

また、地域警察活動総合管理システムやストーカー・DV事案等管理システムを始めとする各種情報管理システムの構築・改修等を行い、業務の合理化・効率化を図った。

#### シ 適正な留置管理業務の推進

被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の実施や留置担当官の高い士気と規律を維持するための施策を徹底するとともに、実戦塾の開催やロールプレイング方式による訓練等、実戦に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進した。

### （2）今後の課題

- ア 現在の厳しい治安情勢や絶えず社会情勢に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・実質化を図り、ワークライフバランスを推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の充実強化を図る必要がある。
- イ 創意工夫を凝らした警察官募集活動を推進し、受験者の拡大と競争倍率の向上を図り、真に警察官たるにふさわしい資質と熱意を持った優秀な人材を確保する必要がある。
- ウ 各部門の若手警察官育成プログラムや実戦的総合訓練を更に推進するほか、事態対処能力の向上を図る各種研修会や公務中の交通事故防止対策を始めとする職場教養を充実・強化し、職務執行能力の強化を図る必要がある。
- エ 当直指揮訓練等の実戦的な現場対応訓練を継続実施するとともに、教養を担当することとなる幹部職員に対する各種研修会を通じて、その指導力・指揮能力の向上を図る必要がある。
- オ 警察官の職務執行を取り巻く情勢が厳しい中、安全管理を徹底して計画的に術科訓練を推進し、訓練を通じて現場執行力の強化を図ることにより、精強な警察を確立し、県民の期待と信頼に応える必要がある。
- カ 職務倫理の基本を自らの行動原理として実践できるよう、各種教養資料を活用した職務倫理教養を推進するとともに、経験談、失敗談及び感謝事例を活用するなど、職員の心に響く创意工夫を凝らした教養を推進する必要がある。
- キ 現在の厳しい治安情勢や社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き各種資

機材の整備や機動力となる車両の整備を行い、警察力の充実強化を図る必要がある。  
ク 職員に対し、改正された情報セキュリティポリシーの趣旨を更に浸透させるとともに、新たな情報セキュリティの脅威に関する情報の収集に努める必要がある。

また、法改正や改元等、警察情報管理システムを取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応する必要がある。

ケ 被留置者事故及び不適正事案を防止するため、留置施設に対する効果的な巡回指導の強化や留置担当官のスキルアップを中心とした施策を図るとともに、効果的な技能指導員の運用や留置担当官研修会を開催するなど実戦に即した指導教養を行い、適正な留置管理業務を推進する必要がある。

## **2 高い規律と士気を有する職場環境の確立**

### **(1) 推進状況**

#### **ア 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進**

凶悪事件等の被疑者の逮捕、子供や女性を犯罪から守る活動、特殊詐欺を未然に防止するためのキャンペーン、訪日外国人に対する取組等の広報素材を提供するなど積極的な広報を推進した。

#### **イ 組織的な健康管理対策の推進**

ストレスチェックの実施と結果に基づく職場環境の改善及びストレスに関する講演会の開催等による、心の健康づくりに取り組んだほか、生活習慣病等に係る個別指導及び各種研修会を開催するなど、組織的な健康管理対策を推進した。

### **(2) 今後の課題**

ア 犯罪や交通事故の発生状況等の情報発信を迅速的確に行うとともに、県民や観光客等が必要な情報を県警ウェブサイト等で得られるよう、内容の充実を図る必要がある。

イ 職員個々の実態に応じたきめ細かな健康管理対策を引き続き実施し、職員が健康で仕事に専念できる職場環境づくりを推進する必要がある。

## **3 県民の立場に立った警察活動の推進**

### **(1) 推進状況**

#### **ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談の推進**

平成29年中の警察安全相談受理件数は28,593件で、前年に比べ161件（0.6%）減少した。

また、警察本部と警察署の警察安全相談担当者を対象とした研修会や県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催したほか、警察署に対して警察安全相談に関する巡回指導を実施した。

**【警察安全相談等受理件数の推移】**

| 区分<br>年別 | 平20    | 平21    | 平22    | 平23    | 平24    | 平25    | 平26    | 平27    | 平28    | 平29    | 増減   |      |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|
|          |        |        |        |        |        |        |        |        |        |        | 件数   | 率(%) |
| 警察安全相談件数 | 17,140 | 16,612 | 17,231 | 17,677 | 18,615 | 21,375 | 25,569 | 28,230 | 28,754 | 28,593 | -161 | -0.6 |

#### **イ 苦情の迅速・適切な調査対応の推進**

申し出のあった苦情については、厳正かつ客観的な調査を迅速に実施し、その結果を速やかに申出者に通知するなど、適切な苦情対応に努めた。

また、苦情の原因や問題点等について調査・検証した結果を組織運営に反映させ、業務改善や非違事業の防止を図った。

### 【苦情の推移】

| 区分<br>年別 | 平20   | 平21   | 平22   | 平23   | 平24    | 平25   | 平26   | 平27   | 平28   | 平29   | 増減 |       |
|----------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|----|-------|
|          |       |       |       |       |        |       |       |       |       |       | 件数 | 率(%)  |
| 苦情件数     | 13(1) | 26(5) | 25(9) | 20(4) | 60(13) | 74(8) | 29(5) | 34(8) | 38(7) | 46(4) | +8 | +21.1 |

注：（ ）は公安委員会宛ての件数で内数。

### ウ 警察署協議会の活性化による、地域情勢の変化等を反映した警察活動の推進

警察署の業務運営に民意を反映させるため、協議会で活発な議論がなされるよう配意するとともに、委員から寄せられた意見・要望等に対して適切な対応を図り、地域情勢の変化等に応じた警察活動を推進した。

また、警察署の活動に理解と協力が得られるよう、管内の治安情勢説明のほか、訓練等の視察や装備資機材等の紹介を行うなど、創意工夫を凝らした警察署協議会を開催した。

### エ きめ細かな被害者支援活動の推進

平成29年中の被害者支援実施件数は215件で、前年に比べ59件（21.5%）減少した。

関係機関との連携を図るため、石川被害者等支援連絡協議会を開催したほか、命の大切さを学ぶ教室の開催等、犯罪被害者等早期援助団体である石川被害者サポートセンターと連携した広報啓発活動を実施した。

### 【被害者支援実施状況の推移】

| 区分<br>年別  | 平20 | 平21 | 平22 | 平23 | 平24 | 平25 | 平26 | 平27 | 平28 | 平29 | 増減  |       |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|           |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     | 件数  | 率(%)  |
| 被害者支援実施件数 | 168 | 218 | 325 | 249 | 249 | 298 | 287 | 260 | 274 | 215 | -59 | -21.5 |

### オ 適正な被疑者取調べ監督の推進

実効的な被疑者取調べの確認と警察職員に対する指導教養を推進し、不適正な被疑者取調べの未然防止を図った。

### カ 非違事業の未然（再発）防止対策の推進

年2回の業務監察を通じて、職員への応問により業務の問題点等を把握して、監察の理念に即した監察を実施したほか、各種会議、専科教養を通じて非違事業防止教養を実施した。

### （2）今後の課題

- ア 複雑多岐にわたる警察安全相談において、特に人身安全関連事案の見極めを的確に行い、迅速な組織的対応を図る必要がある。
- イ 警察署の幹部職員を対象とした研修会を開催し、適切な苦情対応要領等の教養を推進する必要がある。
- ウ 地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会委員から積極的に意見・要望等が提言され、活発な議論が行われるよう、引き続き効果的な運営に配意する必要がある。
- エ 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな被害者支援活動が行われるよう、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関等との連携・協力を一層推進する必要がある。
- オ 不適正な被疑者取調べの未然防止を図るため、引き続き適正な被疑者取調べ監督を推進するとともに、職員に対する指導教養を継続実施する必要がある。
- カ 監察の理念に即した監察や非違事業の調査を通じて、非違事業の原因・背景となり得る業務の見直し、改善を進め、職員が働きやすい職場環境を構築する必要がある。